

議 会 全 員 協 議 会 次 第

日 時 令和 7 年 2 月 18 日 (火) 本会議終了後
場 所 清川村庁舎 4 階 住民センター集会室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

- (1) 村職員の給与の改定について (総務課)
- (2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (総務課)
- (3) 清川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の改正について (総務課)
- (4) 清川村消防団員等公務災害補償条例の改正について (総務課)
- (5) 清川村国民健康保険条例の改正について (税務住民課)
- (6) 清川村立幼稚園一時預かり事業の実施時間の変更について (学校教育課)
- (7) 幼小中一貫校施設整備基本計画の策定業務の進捗状況について (学校教育課)
- (8) 基金の整理について (政策推進課)
- (9) 令和 6 年度 3 月補正予算 (案) について (政策推進課)
- (10) 令和 7 年度当初予算 (案) について (政策推進課)
- (11) その他

4 閉 会

議会全員協議会資料

村職員の給与の改定について

令和7年2月18日（火）

総務課

村職員の給与等の改定について

＜令和6年 人事院勧告及び人事院規則等の改正の概要＞

～令和6年4月：実施済み～

月例給を引上げ

○民間給与との差（2.76%）を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を中心に引上げ

ボーナスを引上げ

○ボーナスを引上げ（0.10月分）、年間支給月数を4.60月とし、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に（0.05月分ずつ）均等に配分

～令和7年4月実施～

・一般職の職員

係長級以上の給料の最低水準の引上げ

地域手当の見直し

扶養手当の見直し

管理職特別勤務手当の支給対象拡大

再任用された職員への手当支給の拡大

・会計年度任用職員（パートタイム）

報酬額の引上げ

・一般の職員及び会計年度任用職員

超過勤務免除の対象となる子の範囲の拡大

《令和7年4月実施分の本村の対応について》

（1）報酬額の引上げ（会計年度任用職員・パートタイム）

一般職の職員との均衡を図るため、一般職の職員の月例給の引上げに準じて、会計年度任用職員の報酬額の引上げを実施。

（2）係長級以上の給料の最低水準の引上げ（一般職の職員）

係長級以上の初号付近の号給をカットして、各級の初号額の引上げを実施。

（号給の切替により、令和7年3月31日に現行の給料表の適用を受けていた職員は、改正前の給料表の号給とする。）

（3）その他諸手当の改正（一般職の職員）

○地域手当の引上げ

	現行	令和7年度
支給地域	市町村ごと	都道府県ごと
支給率	6%	10%

神奈川県地域手当は12%（3級地）

支給割合の変動に伴い、激変緩和に配慮し段階的に実施。

○扶養手当の見直し（２年間で段階的に実施）

扶養親族	現行	令和７年度	令和８年度
配偶者	６，５００円	３，０００円	廃止
子（１人当たり）	１０，０００円	１１，５００円	１３，０００円

○管理職特別勤務手当の支給対象拡大

	現行	令和７年度
支給対象 時間帯等	祝日・休日・週休日のみ	祝日・休日・週休日及び 平日の午後１０時～午前５時

災害などの緊急対応に勤務した際の手当について、平日の深夜を拡大。

○再任用された職員への手当支給の拡大

住居手当を支給。

（４）超過勤務免除の対象となる子の範囲の拡大

	現行	令和７年度
子の範囲	３歳未満	小学校就学前

育児等を行う職員の超過勤務（深夜勤務及び時間外勤務）の免除対象となる子の範囲を拡大。

（５）実施時期

令和７年４月１日

議会全員協議会資料

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

令和7年2月18日（火）

総 務 課

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について

1 概 要

刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月17日公布）の施行に伴い、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることから、本村の関係条例を整理するものです。

2 内 容

本村の条例において罰則や欠格条項として規定する「懲役」又は「禁錮」について、「拘禁刑」に改める一部改正を行います。

(1) 「懲役」を「拘禁刑」に改めるもの

- ・ 清川村情報公開条例
- ・ 清川村情報公開・個人情報保護審査会条例
- ・ 清川村ホテル等建築の適正化に関する条例

(2) 「禁錮」を「拘禁刑」に改める

- ・ 清川村一般職の職員の給与に関する条例
- ・ 清川村消防団条例
- ・ 清川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

3 施行期日

刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和7年6月1日）から施行します。

議会全員協議会資料

清川村非常勤消防団員に係る
退職報償金の支給に関する条例
の改正について

令和7年2月18日（火）

総 務 課

清川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に 関する条例の改正について

1. 改正の趣旨

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35 年以上」区分を追加するため、所要の改正を行うものです。

2. 改正の概要（第3条及び別表関係）

階級	勤務年数						
	5 年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239千円	344千円	459千円	594千円	779千円	979千円	<u>1,079千円</u>
副団長	229	329	429	534	709	909	<u>1,009</u>
分団長	219	318	413	513	659	849	<u>949</u>
副分団長	214	303	388	478	624	809	<u>909</u>
班長	204	283	358	438	564	734	<u>834</u>
団員	200	264	334	409	519	689	<u>789</u>

備考：下線部分が新しく追加する部分です。

3. 施行期日等

施行日：令和7年4月1日

適用期日： この政令による改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議会全員協議会資料

清川村消防団員等公務災害補償 条例の改正について

令和7年2月18日（火）

総 務 課

清川村消防団員等公務災害補償条例の改正について

1. 改正の趣旨

最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定を行うため、所要の改正を行うものです。

2. 改正の概要

(1) 損害補償に係る補償基礎額の改定

①令第2条第2項第1号及び別表関係

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u> (12,500)	<u>13,700円</u> (13,350)	<u>14,500円</u> (14,200)
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u> (10,800)	<u>12,100円</u> (11,650)	<u>12,900円</u> (12,500)
班長及び団員	<u>9,700円</u> (9,100)	<u>10,500円</u> (9,950)	<u>11,300円</u> (10,800)

備考：() 内は現行の補償基礎額であり、下線部分に変更する補償基礎額です。

②令第2条第2項第2号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,100 円から 9,700 円に、最高額を 14,200 円から 14,500 円に引き上げる。

(2) 扶養に係る補償基礎額の加算額の改定 (令第2条第3項関係)

政令における号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区 分		配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
令和6年度	加算額 (日額)	217	333	217			
令和7年度	加算額 (日額)	<u>100</u>	<u>383</u>	217			

備考：下線部分に変更する加算額です。

3. 施行期日等

公布予定日：令和7年2月21日

施行日：令和7年4月1日

適用期日：この政令による改正後の第2条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用する。

議会全員協議会資料

清川村国民健康保険 条例の改正について

令和7年2月18日（火）

税務住民課

清川村国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額を引き上げるなど、所要の措置を講ずるため、清川村国民健康保険条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ

市町村が行う国民健康保険の保険料の賦課額に関する基準等について、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直すため、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部が改正されることから、清川村国民健康保険条例についても同様の措置を講ずるため、一部改正するものです。

○改正の内容

国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を 24 万円から 26 万円に引き上げるものです。

※ 介護納付金賦課額に係る賦課限度額の 17 万円は変更ありません。

区 分	基礎賦課分	後期高齢支援分	介護納付金分	合 計
現 行	65 万円	24 万円	17 万円	106 万円
改 正 後	66 万円	26 万円	17 万円	109 万円
引き上げ額	1 万円	2 万円	据え置き	3 万円

(2) 軽減判定所得の引き上げ

国民健康保険料の軽減制度のうち 5 割と 2 割の軽減措置については、令和 7 年度の経済動向等を踏まえて、保険料の軽減判定所得を引き上げるため、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部が改正されることから、清川村国民健康保険条例についても同様の措置を講ずるため、一部改正するものです。

軽減割合	令和 6 年度（現行）	令和 7 年度（改正案）
7 割軽減	43 万円（基礎控除額）+10 万円× （給与所得者の数－1）	変更なし

5割軽減	43万円+ <u>29万5千円</u> ×被保険者数 +10万円×（給与所得者の数－1） ×被保険者等の数	43万円+ <u>30万5千円</u> ×被保険者数 +10万円×（給与所得者の数－1） ×被保険者等の数
2割軽減	43万円+ <u>54万5千円</u> ×被保険者数 +10万円×（給与所得者の数－1） ×被保険者等の数	43万円+ <u>56万円</u> ×被保険者数+10 万円×（給与所得者の数－1） ×被保険者等の数

3 施行期日

令和7年4月1日

議会全員協議会資料

清川村立幼稚園一時預かり 事業の実施時間の変更 について

令和7年2月18日（火）

学校教育課

清川村立幼稚園一時預かり事業の実施に関する規則の一部改正を行い、預かり時間の時間の延長を行いました。追加箇所については朱書きにしています。

(実施日及び実施時間)

第4条 略

(1) 略

(2) 略

2 一時預かり事業の実施時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教育時間開始前 (午前7時30分から午前9時まで)

(2) 教育時間終了後 (午後2時から午後5時まで)

(3) 教育時間終了後 (午前11時から午後5時まで)

(4) 教育時間終了後 (正午から午後5時まで)

(5) 教育時間終了後 (午後5時から午後6時30分まで)

(6) 長期休業中一日利用 (午前9時から午後5時まで)

(7) 長期休業中午前利用 (午前7時30分から午前9時まで)

(8) 長期休業中午前利用 (午前9時から正午まで)

(9) 長期休業中午後利用 (午後1時から午後5時まで)

(10) 長期休業中午後利用 (午後5時から午後6時30分まで)

別表第1

利用区分	1回あたりの利用料の額
教育時間開始前 (午前7時30分から午前9時まで)	150円
教育時間終了後 (午後2時から午後5時まで)	300円
教育時間終了後 (午前11時から午後5時まで)	600円
教育時間終了後 (正午から午後5時まで)	500円
教育時間終了後 (午後5時から午後6時30分まで)	150円
長期休業中一日利用 (午前9時から午後5時まで)	800円

長期休業中午前利用 (午前 7 時30分から午前 9 時まで)	150円
長期休業中午前利用 (午前 9 時から正午まで)	300円
長期休業中午後利用 (午後 1 時から午後 5 時まで)	400円
長期休業中午後利用 (午後 5 時から午後 6 時30分まで)	150円

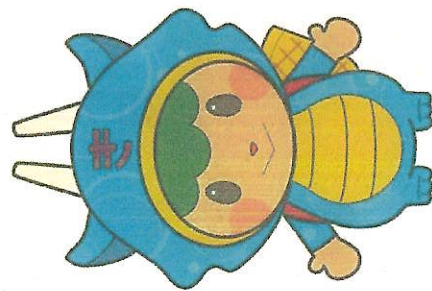
議会全員協議会資料

幼小中一貫校施設整備 基本計画の策定業務の 進捗状況について

令和 7 年 2 月 18 日（火）

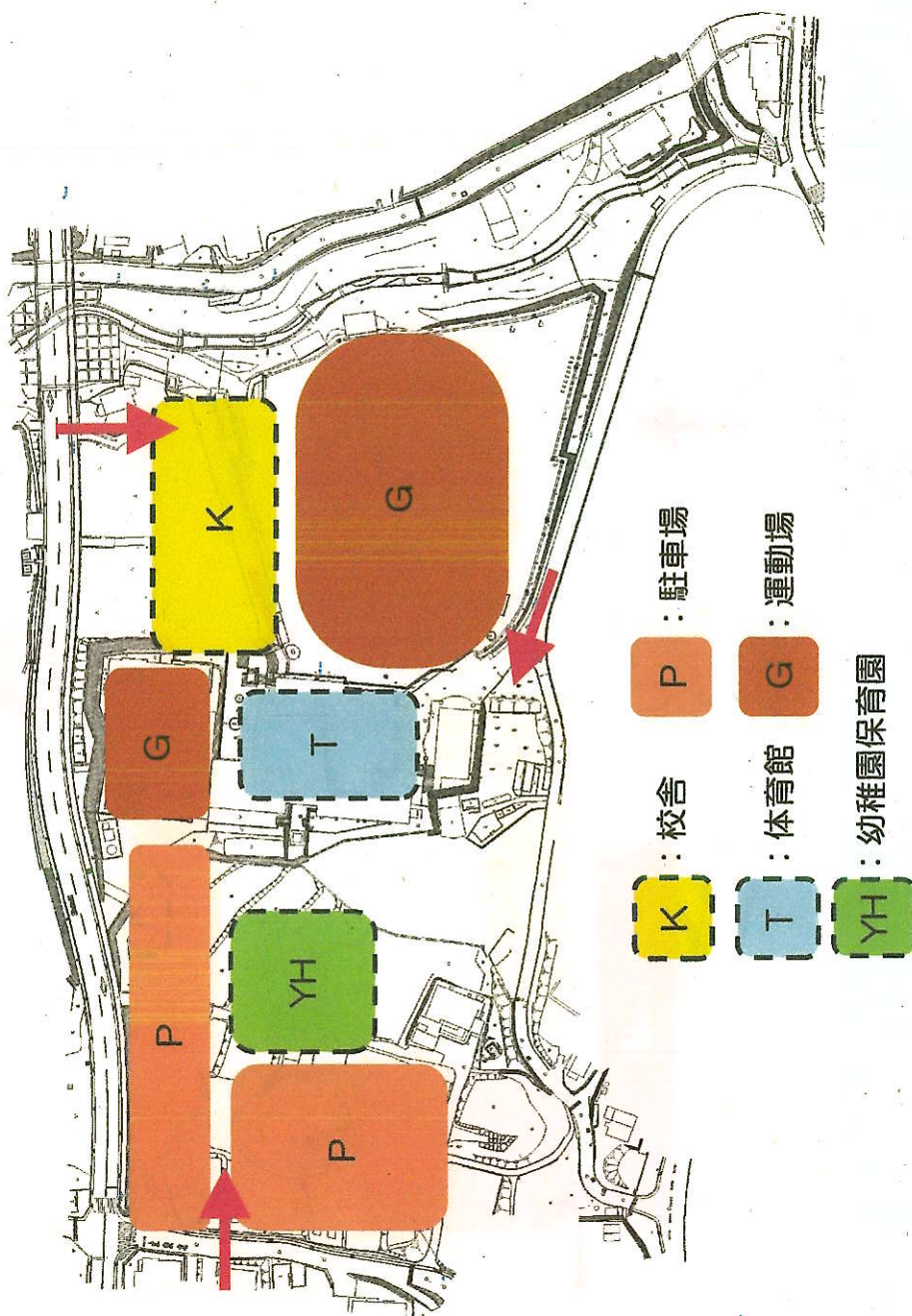
学校教育課

清川村幼小一貫校基本計画検討 第3回委員会資料



2025. 1. 30

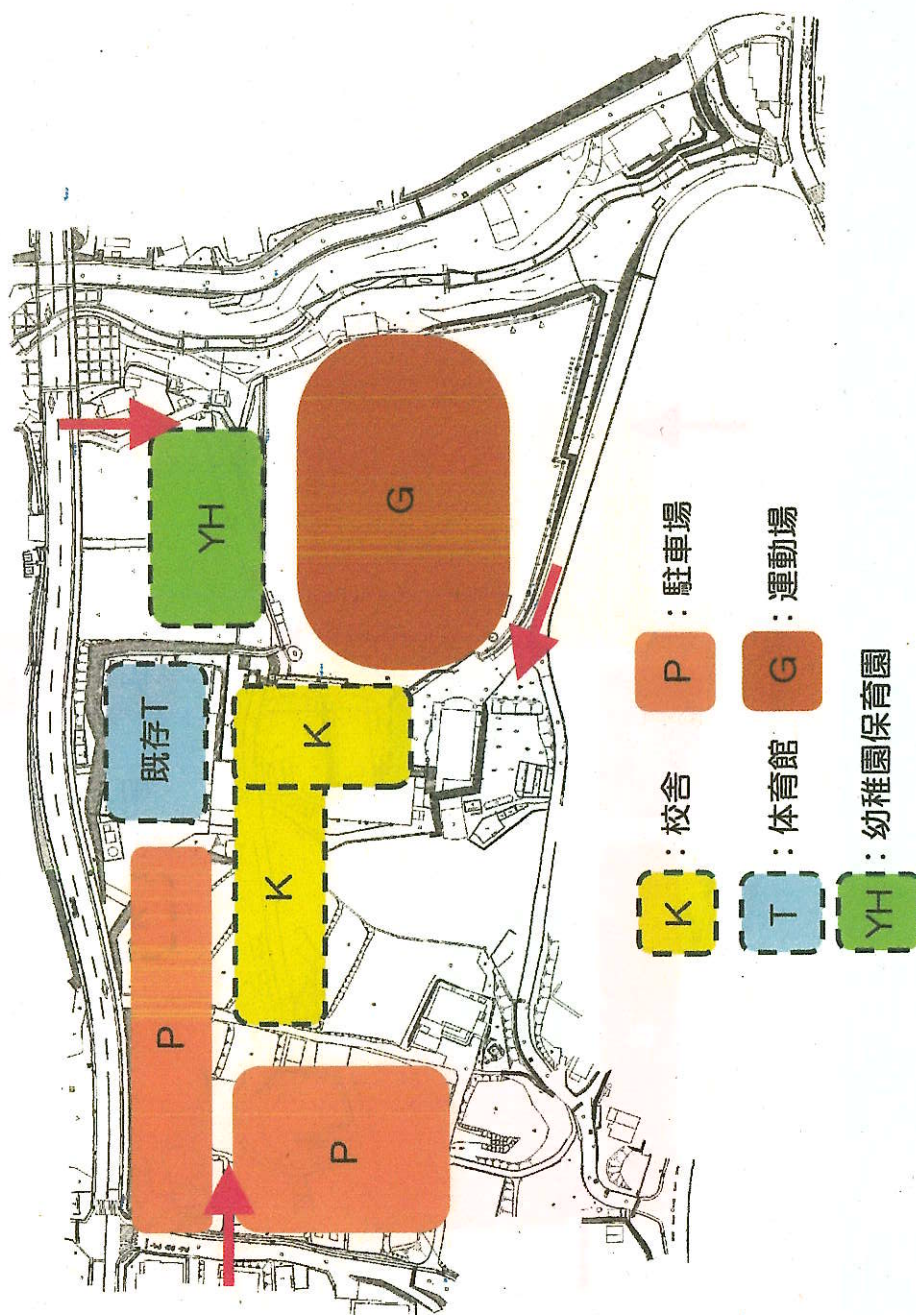
土地利用計画の検討【A案】



【A案】

- ⑥畑地ゾーンへ駐車場と幼稚園保育園ゾーンを配置
- ①茶畑ゾーンの法面の土留めを兼ねて校舎ゾーンを配置
- ⑤既存校舎ゾーンに、地域へ開放する新設の体育館、および体育館と同じ棟に特別教室ゾーンを配置
- ②運動場ゾーンは既存のまま配置
- ④体育館ゾーンは、既存体育館を解体して、駐車場もしくはテニスコート等の運動ゾーンを配置

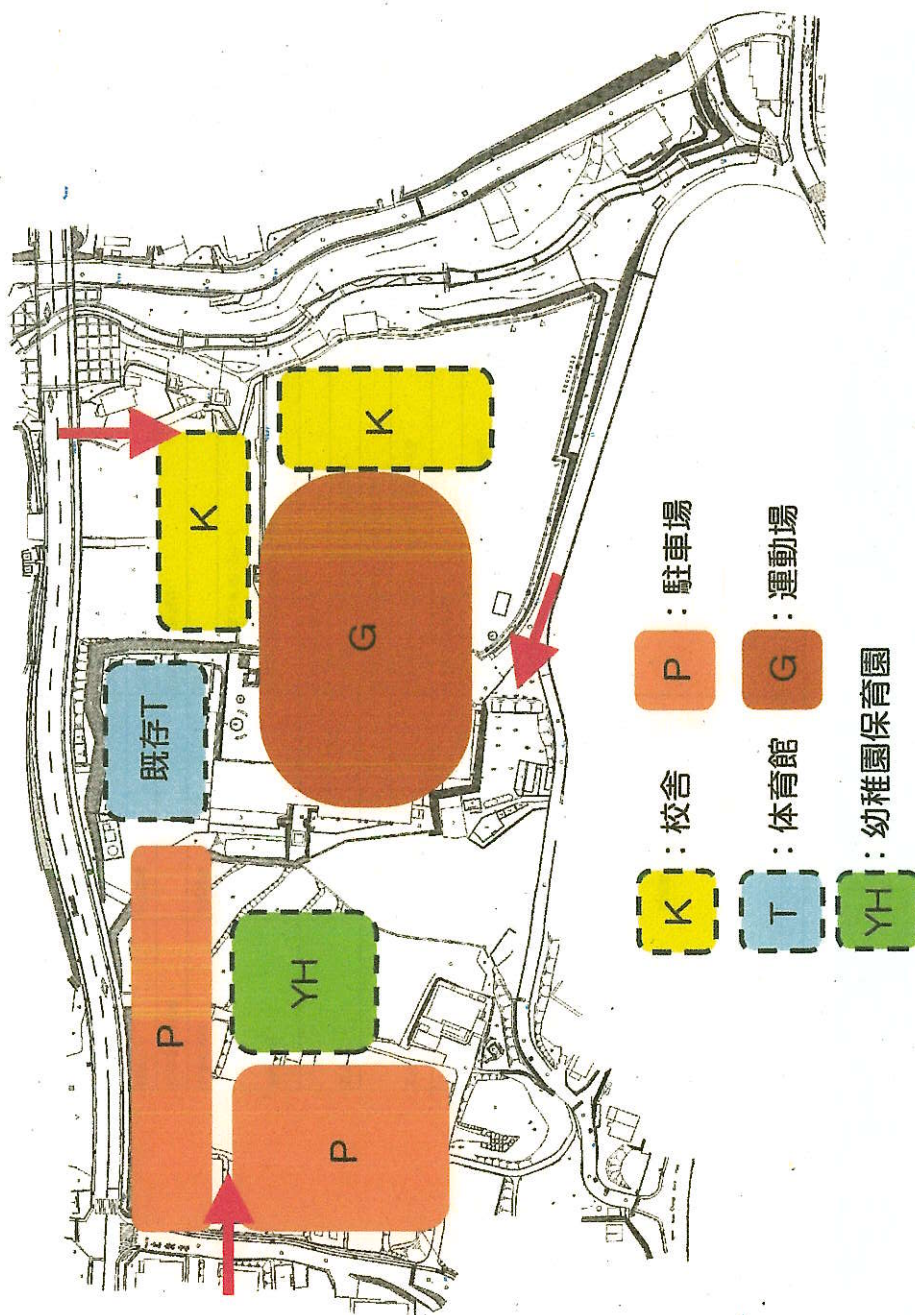
土地利用計画の検討【B案】



【B案】

- ⑥畑地ゾーンへ駐車場ゾーンの配置
- ①茶畑ゾーンの法面の土留めを兼ねて幼稚園保育園ゾーンの配置
- ⑤既存校舎ゾーン、⑥畑地ゾーンに、校舎ゾーンの配置
- ②運動場ゾーンは既存のまま配置
- 体育館は既存を改修再利用

土地利用計画の検討【C案】

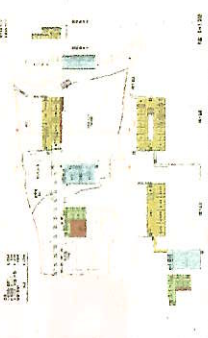
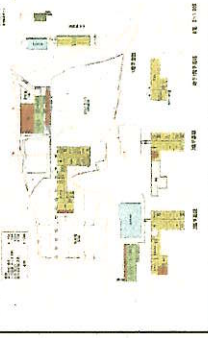


【C案】

- ・⑥畑地ゾーンへ駐車場と幼稚園保育園ゾーンを配置
- ・①茶畑ゾーンの法面の土留めを兼ねて校舎ゾーンを配置
- ・既存校舎を利用しながら校舎新設が可能なように、建物建設を伴わず最後に整備可能なできる運動場ゾーンを⑤既存校舎ゾーンに配置
- ・体育館は既存を改修再利用

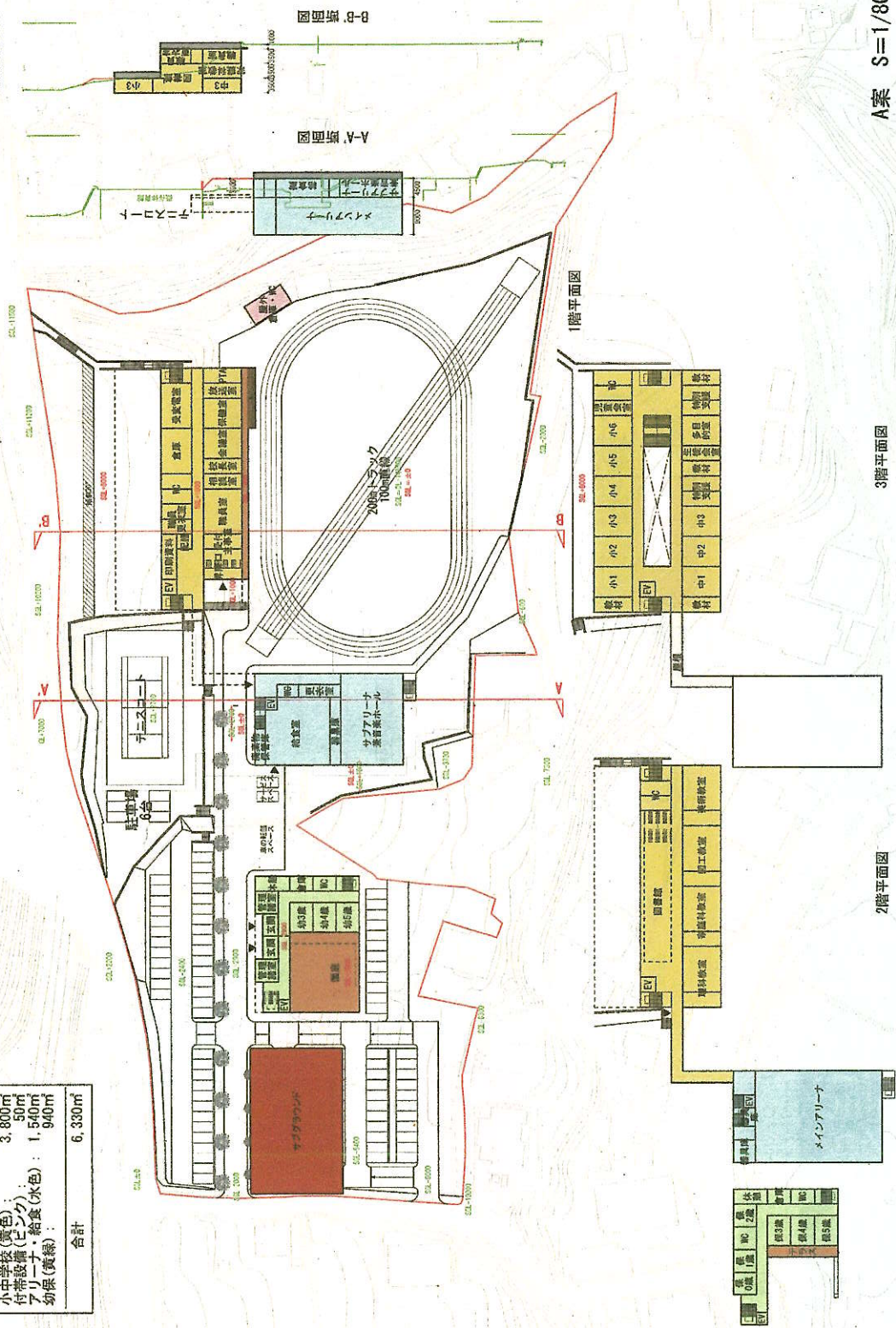
配置検討案の比較

配置比較検討

		A案		B案		C案	
配置案							
校舎環境	採光	一部東西採光となる	△	東西採光となる	△	一部東西採光となる	△
動線	アプローチ・通学路	東側道路からのアプローチ、通学路確保 既存の南側道路から斜面を通過する動線確保	○	東側道路からのアプローチ、通学路確保 既存の南側道路から斜面を通過する動線確保	○	東側道路からのアプローチ、通学路確保 既存の南側道路から斜面を通過する動線確保	○
安全性	構内動線	東側と北側は繋がりにくい	△	東側と北側は繋がりにくい	△	東側と北側は繋がりにくい	△
	道路の見通し	職員室からアプローチ、グラウンドが見通せる	○	職員室からアプローチの見通しが困難 グラウンドも見通しが困難	△	職員室からアプローチ、グラウンドが見通せる	○
グラウンド	土砂災害警戒区域	区域を避けて建物配置しており影響小	○	区域を避けて建物配置しており影響小	○	特別防災区域がイエローゾーンにかかる	△
	形状	既存のグラウンドとほぼ同じ広さ確保可能	○	既存のグラウンドとほぼ同じ広さ確保可能	○	既存のグラウンドとほぼ同じ広さ確保可能	○
	日影	校舎の影が落ちる	△	校舎の影の影響はない	○	校舎が2階建てであり影の影響少ない	○
周辺環境	東側住宅への影響	近接して建物無し影響すくない	○	近接して建物無し影響すくない	○	近接して建物無し影響すくない	○
	南側山からの美観場の臭い	臭いを含む風が東西に流れる	△	校舎を遮断できる	○	臭いを含む風が東西に流れる	△
駐車場整備	台数確保	100台以上	○	100台以上	○	100台以上	○
既存施設活用	既存施設活用無し	既存施設活用無し	△	既存施設活用無し	△	既存施設活用無し	○
建物高さ	小中学校	3階建てで少々圧迫感あり	△	3階建てで少々圧迫感あり	△	低層（2階建て）で圧迫感少ない、避難上も有利	○
	幼稚園保育園等	2階建てで圧迫感少ない	○	2階建てで圧迫感少ない	○	2階建てで圧迫感少ない	○
建築規模		3階建てで動線あるため延べ床面積大	△	3階建てで動線あるため延べ床面積大	△	低層であり動線面積が少ないため延べ床面積小	○
地味利用の考慮		中心部に地域利用可能機能を独立して配置し、校舎とは明確にゾーニング	○	1階の中に地域利用可能機能を包含しているが、階で明確にゾーニングされ独立して利用可能	○	階の中に地域利用可能機能をまとめて配置し、校舎とは明確にゾーニング	○
災害時の考慮		避難所としての体育館と校舎機能が明確に分離しており災害時の仕方が明快	○	避難所としての体育館と校舎機能が明確に分離しており災害時の仕方が明快	○	避難所としての体育館と校舎機能が明確に分離しており災害時の仕方が明快	○
造成工事量		新築校舎の校舎棟周りの造成工事量大 柱間壁間壁間の造成は必要	△	既存校舎部分に新築するため造成工事量小 柱間壁間壁間の造成は必要	○	新築校舎の校舎棟周りの造成があるが構内はなく、工事柱間壁間壁間の造成は必要	○
建設コスト		体育館新設、延べ面積によりコスト大	△	中規模に集約してまとめるコスト的に有利	○	低層でありコスト的にかなり有利	○
工事の原状		緑小学校や使用していない校舎を利用するため、引越しや手間大	△	緑小学校や使用していない校舎を利用するため、引越しや手間大	△	現グラウンドに新校舎を建設するため、引越し費用や手間が小	○
総合評価（○の数）		9		13		15	

【A案】配置案の検討

面積	3,800㎡
小中学校(黄色) ;	50㎡
付帯設備(ピンク) ;	1,540㎡
アリーナ・給食(水色) ;	940㎡
幼保(黄緑) ;	
合計	6,330㎡



A案 $S=1/800$

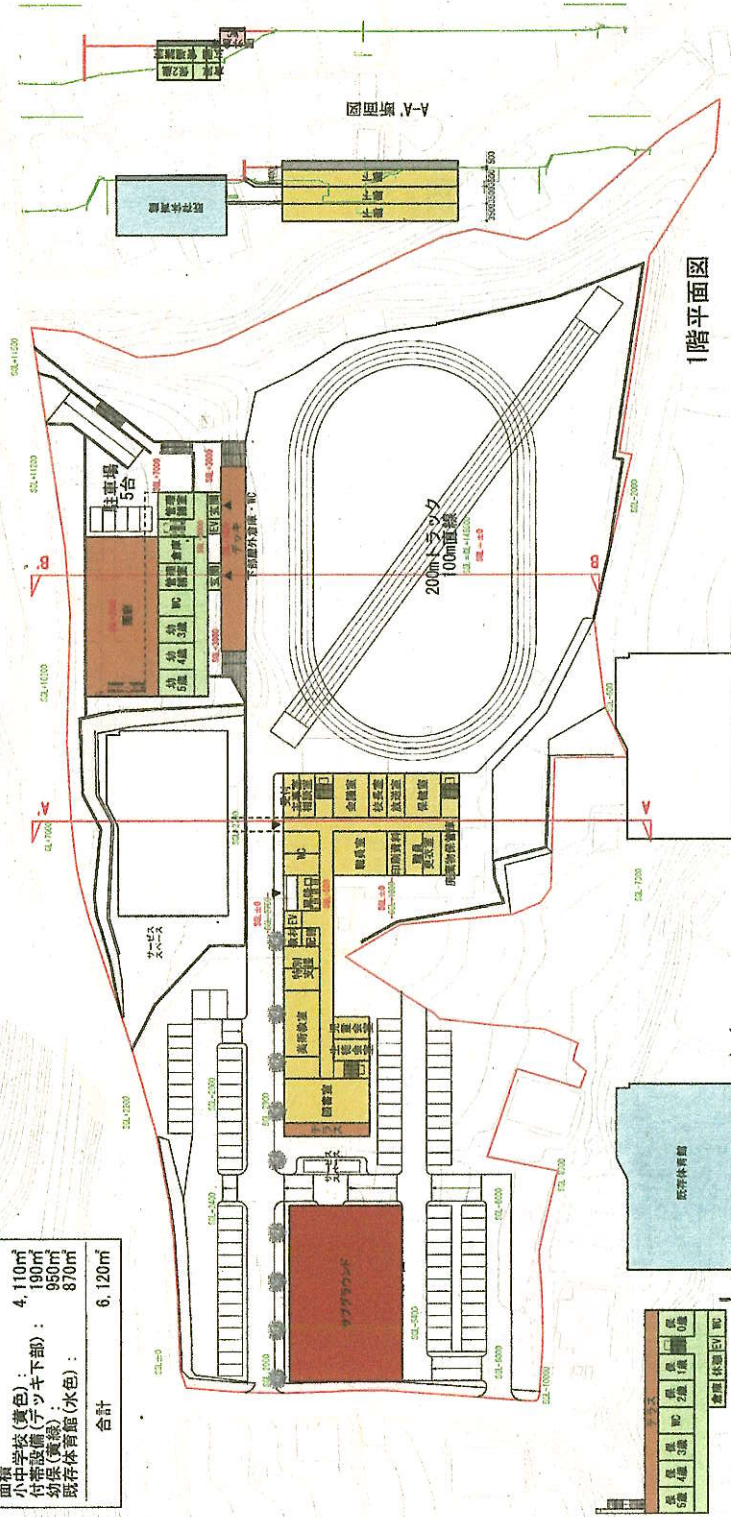
3. 国际图联

2階平面図

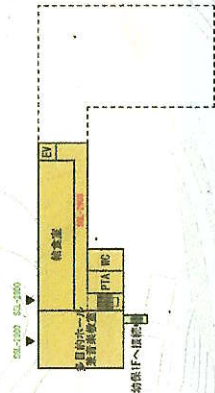
配置案の検討【B案】

面積	
小中学校(黄色)	4,110㎡
付帯施設(ラッキ下部)	190㎡
幼児(黄緑)	950㎡
既存体育館(水色)	870㎡
合計	6,120㎡

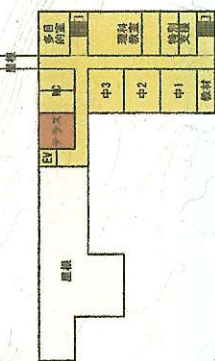
— : 既存計画ライン
— : 新築造成ライン



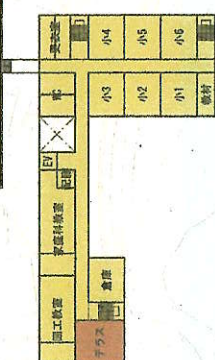
1階平面図



地下1階平面図



2階平面図

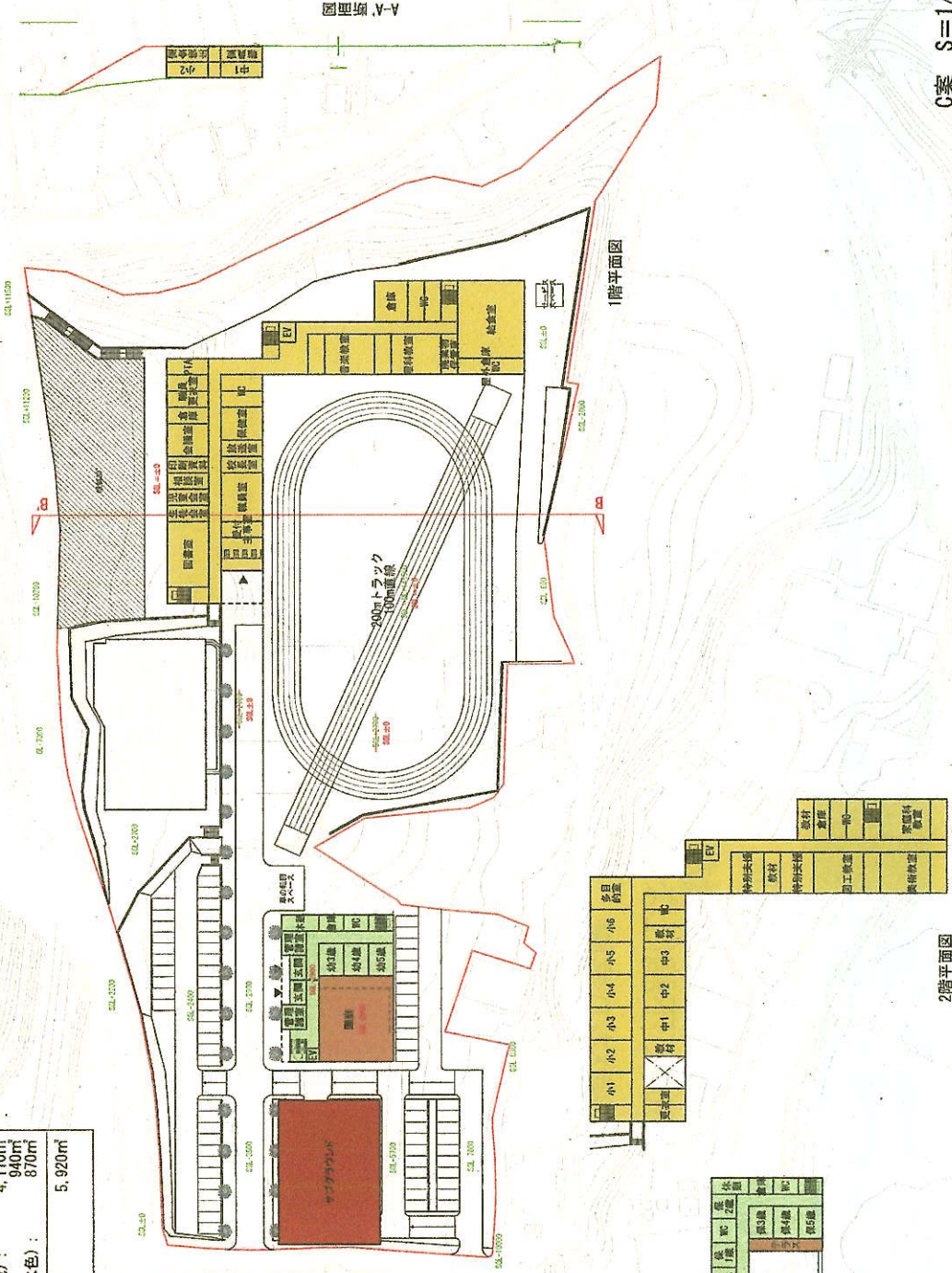


3階平面図

B案 S=1/800

【C】配置案の検討

面積	4,110㎡
小中学校(黃色) :	940㎡
幼保(黃線) :	870㎡
既存体育館(水色) :	
合計	5,920㎡



C案 $S=1/800$

2階平面図

事業費の考え方

1. 近年の公共事業における事業費の状況

ここ1～2年間の間で、建設費の高騰が激しく、公共事業の事業費、予算の増加の傾向にあり、予算を増加しても公共事業の入札において不調になることが多くなっています。

考えられる原因としては、資材の高騰、職人、現場監督等の人材不足による人件費（施工・手間費）の高騰が挙げられます。

これは公共事業のみならず、民間工事においても同じ傾向です。

事業費の考え方

2. 事業費の算定の考え方

最終回に、配置案に対する事業費の算定を行います。

- ・造成費：各案の切り盛りの概略の造成計画を行い算定します。
- ・校舎棟：3階建て学校は特定準耐火建築物（1時間準耐火+木三学の条件）の適用があり、もしくは、1階～2階建て2000㎡を超えは準耐火建築物の適用があるため、同等の性能のRCC造の事例で算定します。
- ・幼稚園、保育園舎：上層階に保育室を設けると耐火性能の適用があるため、2階建てもしくは平屋建てとし、耐火性能の適用がない木造として算定します。
- ・体育館：A案＝新築、B、C案＝既存体育館改修 として算定します。
- ・既存解体工事費：アスベスト調査対応を含んで算定します。
- ・校庭外構整備、駐車場工事：舗装などの仕上などで算定します。
- ・設計監理、開発許可申請業務：公共施設に対して国交省で制定している基準で算定します。
- ・各種調査費・手数料：必要と想定される費用を算定します。
- ・家具：新規に整備するという前提で、各案ともに同額で算定します。
- ・予備費：今後の協議進行により開発許可により必要となってくる構造物や、予期せぬ必要性が出てきた場合の予備費として5%程度見込みます。

事業費の考え方

- 物価高を考慮：現状の実績などで算定する事業費は、2024年～2025年時点の価格であり、実際に実施される事業年度を考慮して物価高を考慮した事業費を算定する必要があると考えます。
今後の建設費の状況が正直読めないところではありますが、現状から下がることはないとは予想され、予備的な意味で10%程度を見込んでおく必要があると考えます。

3. 事業費縮小の検討

事業費を縮小する目的で、下記の視点での検討の必要はあると考えます。

- 1) 造成費の掛からない配置計画
- 2) 建築費を抑える建築計画：2階建て程度の低層化など
- 3) 幼稚園、保育園の併設の再検討：整備年度を次年度に見送る など
- 4) 学校建築のスリム化各教室や特別教室の規模の見直し縮小の検討
- 5) 体育館の既存利用：既存を利用し改修するとしても改修内容のスリム化

議会全員協議会資料

基金の整理について

令和7年2月18日（火）

政策推進課

1 趣 旨

本村の特定目的基金を適切に管理・運用するため、設置目的の類似している基金を整理します。

また、地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連して寄附された企業版ふるさと納税を柔軟かつ効率良く活用することで、円滑な制度運営を図ることを目的とした清川村企業版ふるさと納税基金を設置します。

2 主な内容

(1) 特定目的基金の整理

ア 清川村財政調整基金に整理【整理後残高見込額：1,506,053,369 円】

条 例 名	設置目的	基金残高 (令和6年度末見込み)	備 考
清川村宮ヶ瀬ダム環境整備基金条例 (平成13年清川村条例第6号)	宮ヶ瀬ダム関連地域の振興を図るため	0 円	廃止
清川村水源地域文化芸術交流事業基金条例 (平成5年清川村条例第4号)	清らかな水・四季折々の木々の彩り・澄んだ大気等の恵まれた自然環境の中で「自己実現」を喚起する場を創造する事業費に充当するため	17,240,179 円	財政調整基金に編入後、廃止する

イ 清川村公共施設等整備事業基金に整理【整理後残高見込額：945,936,425 円】

条 例 名	設置目的	基金残高 (令和6年度末見込み)	備 考
清川村公共施設等整備事業基金条例 (昭和61年清川村条例第27号)	清川村公共施設等整備の建設事業費及び用地取得費に充当するため	752,504,875 円	
清川村地域活性化推進事業基金条例 (平成元年清川村条例第3号)	広く村民の知恵と情報を結集し、自ら考え自ら行うという発想のもとにふるさと創生を図るため	193,358,363 円	公共施設等整備事業基金に編入後、廃止する
清川村土地開発基金条例 (平成4年清川村条例第17号)	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため	73,187 円	公共施設等整備事業基金に編入後、廃止する

ウ 清川村地域福祉基金に整理【整理後残高見込額：40,178,000 円】

基 金 名	設置目的	基金残高 (令和6年度末見込み)	備 考
清川村地域福祉基金条例 (平成3年清川村条例第21号)	地域福祉の推進を図るため	10,476,000 円	
清川村敬老基金条例 (昭和47年清川村条例第13号)	多年地域社会に貢献され、高年に達せられた人達の功績に対し感謝の意を表し、併せてその労に報いるため	18,000,000 円	地域福祉基金に編入後、廃止する
清川村障害福祉基金条例 (昭和62年清川村条例第13号)	障害福祉の向上を図るため	11,702,000 円	地域福祉基金に編入後、廃止する

(2) 清川村企業版ふるさと納税基金条例の制定

ア 目 的 企業版ふるさと納税による寄附金の充当については、寄附採納年度事業への充当が原則となっていますが、翌年度以降の事業への充当を可能とすることで、寄附金を柔軟かつ効率よく活用し、また企業が村に対して寄附をしやすい環境を整えることを目的として、本条例を制定するものです。

イ 条文（案）

清川村企業版ふるさと納税基金条例

（設置）

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てるため、清川村企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより積み立てるものとする。

（運用）

第3条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

（繰替運用）

第4条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会全員協議会資料

令和6年度3月補正 予算(案)について

令和7年2月18日(火)

政策推進課

1 会計別一覧表

(1) 一般会計及び特別会計

(単位：千円)

会 計 名		補正号数	補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計		6号	2,711,688	148,845	2,860,533
特 別 会 計	国民健康保険事業	3号	414,862	10,320	425,182
	介護保険事業	3号	363,871	1,370	365,241
	後期高齢者医療事業	1号	93,755	△4,352	89,403
	小 計		872,488	7,338	879,826
合 計			3,584,176	156,183	3,740,359

(2) 簡易水道事業会計(企業会計)

(単位：千円)

収 支 区 分	補正号数	補正前の額	補正額	補正後の額
収 入	3号	202,852	266	203,118
支 出	3号	243,159	△7,102	236,057

(3) 公共下水道事業会計(企業会計)

(単位：千円)

収 支 区 分	補正号数	補正前の額	補正額	補正後の額
収 入	3号	584,109	△19,373	564,736
支 出	3号	634,789	△21,378	613,411

※企業会計は収入と支出が同額にならないためそれぞれ記載。

2 一般会計補正予算

○歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 村 税	1,223,538	2,980	1,226,518
2 地方譲与税	24,203	2,387	26,590
3 利子割交付金	105	72	177
4 配当割交付金	2,230	535	2,765
5 株式等譲渡所得割交付金	2,154	0	2,154
6 法人事業税交付金	9,882	239	10,121
7 地方消費税交付金	65,470	9,906	75,376
8 ゴルフ場利用税交付金	14,936	1,329	16,265
9 環境性能割交付金	2,512	775	3,287
10 地方特例交付金	14,437	0	14,437
11 地方交付税	494,465	46,771	541,236
12 交通安全対策特別交付金	0	0	0
13 分担金及び負担金	1,941	527	2,468
14 使用料及び手数料	73,726	△1,929	71,797
15 国庫支出金	177,421	△16,615	160,806
16 県支出金	221,285	△6,590	214,695
17 財産収入	15,728	△278	15,450
18 寄附金	55,002	△18,001	37,001
19 繰入金	163,042	125,242	288,284
20 繰越金	70,582	0	70,582
21 諸収入	66,329	1,495	67,824
22 村債	12,700	0	12,700
合 計	2,711,688	148,845	2,860,533

○歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 議 会 費	69,222	△671	68,551
2 総 務 費	586,113	222,149	808,262
3 民 生 費	520,015	△10,302	509,713
4 衛 生 費	258,770	△9,943	248,827
5 農林水産業費	157,689	△5,539	152,150
6 商 工 費	182,857	△11,301	171,556
7 土 木 費	299,306	△20,417	278,889
8 消 防 費	206,076	4,049	210,125
9 教 育 費	346,121	△17,680	328,441
10 災害復旧費	40	0	40
11 公 債 費	64,222	△1,500	62,722
12 予 備 費	21,257	0	21,257
合 計	2,711,688	148,845	2,860,533

3 一般会計補正予算の主な内容

○歳入

(単位:千円)

款(歳入名称)	補正額	主な内容	所管課
地方消費税交付金 (地方消費税交付金)	9,906	交付額の見込みに伴う増額	政策推進課
地方交付税 (普通交付税)	46,771	給与改善費等の創設に伴う追加交付による増額	政策推進課
国庫支出金 (物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	△4,535	低所得世帯支援給付金額等の確定に伴う減額	政策推進課
国庫支出金 (新型コロナウイルスワクチン接種国庫補助金)	△4,250	新型コロナウイルスワクチン接種者の減に伴う減額	子育て健康福祉課
国庫支出金 (社会資本整備総合交付金)	△5,898	交付額の見込みに伴う減額	村づくり観光課
寄附金 (ふるさと応援寄附金)	△19,000	ふるさと応援寄附金の減額見込みに伴う減額	村づくり観光課
繰入金 (財政調整基金繰入金)	△105,146	補正予算に係る財源調整	政策推進課
繰入金 (宮ヶ瀬霊園管理運営基金繰入金)	△2,999	通路改修工事代等の事業完了に伴う減額	環境上下水道課
繰入金 (水源地域文化芸術交流事業基金繰入金)	13,435	財政調整基金への整理に伴う増額	政策推進課
繰入金 (地域福祉基金繰入金)	△3,146	介護浴槽購入代等の執行に伴う減額	政策推進課
繰入金 (障害者福祉基金繰入金)	11,702	地域福祉基金への整理に伴う増額	政策推進課
繰入金 (敬老基金繰入金)	18,000	地域福祉基金への整理に伴う増額	政策推進課
繰入金 (地域活性化推進事業基金繰入金)	193,359	公共施設等整備事業基金への整理に伴う増額	政策推進課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
総務費 (電算管理事業)	△3,156	標準化経費の減額及び備品購入費の執行に伴う減額	総務課
総務費 (財政調整基金費)	13,457	水源地域文化芸術交流事業基金の整理による増額	政策推進課
総務費 (公共施設等整備事業基金費)	192,842	地域活性化推進事業基金及び土地開発基金の整理に伴う増額	政策推進課
総務費 (地域福祉基金費)	29,702	敬老基金及び障害福祉基金の整理に伴う増額	政策推進課
民生費 (低所得世帯支援給付金給付事業 (新たに均等割非課税対象世帯等分))	△3,426	給付対象世帯数の確定及び事業完了に伴う減額	税務住民課
民生費 (障害者自立支援事業)	△3,066	心身障害者訓練等給付費の減に伴う減額	子育て健康福祉課
民生費 (ひまわり館管理運営事業)	△3,146	介護浴槽購入代等の執行に伴う減額	子育て健康福祉課
民生費 (保育所入所事業)	4,805	公定価格の改定に伴う保育所入所委託料等の増額	子育て健康福祉課
衛生費 (予防接種事業)	△7,832	新型コロナウイルスワクチン接種者の減等に伴う減額	子育て健康福祉課
商工費 (ふるさと応援寄附金推進事業)	△9,837	ふるさと応援寄附金の減額に伴う一括代行業務委託料等の減額	村づくり観光課
土木費 (公共下水道事業会計補助金)	△13,897	過年度分消費税の還付等に伴う一般会計補助金の減額	環境上下水道課
消防費 (消防広域化事業)	6,257	人事院勧告に伴う人件費分の増額	総務課
教育費 (幼小中一貫校設置推進事業)	△2,486	測量調査業務委託料の執行等に伴う減額	学校教育課

○繰越明許費の追加

(単位：千円)

款	項	事業名等	計上時期	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳総務事業	R6 当初	8,998

【繰越明許となる要因】

地方公共団体情報システムの標準化・共通化に向けた戸籍情報及び戸籍附票システムの改修について、国スケジュールの確定に伴い、それぞれ工程を分けて実施することとなったことにより、年度内完了が見込まれない一部の業務に係るシステム改修が翌年度中の実施となるため。

○事故繰越しが想定される事業

(単位：千円)

款	項	事業名等	計上時期	金額
7 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	R5 繰越	28,018

【事故繰越が想定される要因】

村道谷太郎線等改良事業に係る用地取得について、買収予定地に抵当権が設定(2名・3筆)されており、抵当権者の特定及び相続、解除に時間を要しており、年度内の取得が困難となる見込みのため。

(金額内訳)

○用地購入代：16,588,700 円

○物件除却補償金：11,429,157 円

4 特別会計補正予算の主な内容

(1) 国民健康保険事業特別会計

○歳入

(単位:千円)

款(歳入名称)	補正額	主な内容	所管課
県支出金 (保険給付費等交付金)	11,605	保険給付費の補正に係る増額	税務住民課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
保険給付費 (一般被保険者療養給付費)	11,201	療養給付費(医療費)の増加に伴う増額	税務住民課
保険給付費 (一般被保険者高額療養費)	306	高額療養費(医療費)の増加に伴う増額	税務住民課

(2) 介護保険事業特別会計

○歳入

(単位:千円)

款(歳入名称)	補正額	主な内容	所管課
国庫支出金 (介護給付費負担金)	760	保険給付費の補正に係る増額	子育て健康福祉課
支払基金交付金 (介護給付費交付金)	1,261	保険給付費の補正に係る増額	子育て健康福祉課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
保険給付費 (施設介護サービス給付費)	3,465	サービスの利用見込みの増に伴う増額	子育て健康福祉課
保険給付費 (地域密着型介護サービス給付費)	1,209	サービスの利用見込みの増に伴う増額	子育て健康福祉課
保険給付費 (介護予防・生活支援サービス事業費)	△2,422	サービスの利用見込みの減に伴う減額	子育て健康福祉課

(3) 後期高齢者医療事業特別会計

○歳入

(単位:千円)

款(歳入名称)	補正額	主な内容	所管課
繰入金 (一般会計繰入金)	△3,127	前年度療養給付費等の 確定に伴う減額	税務住民課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
後期高齢者医療広域連合納付金 (後期高齢者医療広域連合納付金)	△4,352	前年度納付金の確定に 伴う減額	税務住民課

5 企業会計補正予算の主な内容

(1) 簡易水道事業会計

○収入

(単位:千円)

款(目名称)	補正額	主な内容	所管課
簡易水道事業収益 (受託工事収益)	△5,600	受託工事の見込みがな いことによる減額	環境上下水道課
簡易水道事業収益 (その他特別利益)	6,321	過年度分消費税の還付 による増額	環境上下水道課

○支出

(単位:千円)

款(目名称)	補正額	主な内容	所管課
簡易水道事業費用 (受託工事費)	△5,600	受託工事の見込みがな いことによる減額	環境上下水道課
簡易水道事業費用 (その他特別損失)	△2,657	過年度分消費税の確定 に伴う納付金の減額	環境上下水道課

(2) 公共下水道事業会計

○収入

(単位:千円)

款(目名称)	補正額	主な内容	所管課
下水道事業収益 (他会計補助金)	△21,326	過年度分消費税の還付等に伴う一般会計補助金の減額	環境上下水道課
下水道事業収益 (その他特別利益)	10,462	過年度分消費税の還付による増額	環境上下水道課
資本的収入 (企業債)	△3,800	圧送センタースクリーンかす設備更新工事等契約額確定に伴う減額	環境上下水道課
資本的収入 (国庫補助金)	△3,744	圧送センタースクリーンかす設備更新工事等契約額確定に伴う減額	環境上下水道課

○支出

(単位:千円)

款(目名称)	補正額	主な内容	所管課
下水道事業費用 (減価償却費)	△9,503	昨年度執行をした施設更新工事等の有形固定資産額確定に伴う減価償却費の減額	環境上下水道課
下水道事業費用 (その他特別損失)	△3,308	過年度分消費税の確定に伴う納付金の減額	環境上下水道課
資本的支出 (建設改良費)	△7,488	圧送センタースクリーンかす設備更新工事等契約額確定に伴う減額	環境上下水道課

議会全員協議会資料

令和7年度 当初予算(案)について

令和7年2月18日(火)

政策推進課

村 政 の 基 本 理 念

清川村民憲章（昭和 48 年 10 月制定）

緑の山々、国定公園丹沢の美しい大自然にかこまれて住む、私たち清川村民は、恵まれた環境にふさわしい近代的産業文化の向上と、豊かな生活をめざして、ここに村民憲章を定めます。

- 1 私たちはたがいにたすけあい、明るい村をつくりましょう。
- 1 私たちは健康に気をつけ、豊かな家庭をつくりましょう。
- 1 私たちは山や川をきれいにし、美しい村をつくりましょう。
- 1 私たちはきまりを守りよい習慣を育て、住みよい村をつくりましょう。
- 1 私たちは教養を深め、文化の高い地域をつくりましょう。

村 の 将 来 像

水と緑あふれる心のふるさと「きよかわ」

基本目標（政策の柱）

I 自然と調和した美しい村づくり

村の誇りであり、かけがえのない財産である自然を適正に管理し保全します。また、これら自然が創り出す景観を守り、美しい村づくりを推進します。

II 快適で安全・安心な村づくり

上下水道施設や道路、橋梁などの計画的な長寿命化を図ります。また、地域交通の維持確保による住みやすい村づくり、強固な防災体制による安全・安心な村づくりを推進します。

III 生涯を健康で、支え合いながら暮らせる村づくり

地域医療や保健サービスを充実させ、健康寿命の延伸と、生涯を通じて心身とも健康的に住み続けられる村づくりを推進します。

IV 健やかに育ち、夢や希望が持てる村づくり

安心して子どもを育てられる環境、子どもが育つ環境を整備します。

V 地域特性を活かした魅力とにぎわいのある村づくり

産業振興、経済の活性化による元気な村づくりを推進します。

VI 村民と行政が共に歩む村づくり

時代に即したサービスの提供と持続可能な村政運営を推進します。また、村民や事業者、各種団体等との連携を推進します。

前期基本計画の目標

魅力あふれる 夢と希望と安心の村 きよかわ

包括する事項（統一的な視点）

前期基本計画では、次の4点を村政運営の統一的な考え方として、分野横断的に取組めます。

I 地域資源の磨き上げ

豊富な自然や歴史、食など本村が有する既存の地域資源に焦点を当て、観光振興の観点に留まらない一体的な磨き上げを行うことで、活動人口の創出を図ります。

II 先進技術の活用と自治体 DX の推進

データの分野横断的な利活用を促進するとともに、各分野における新たな技術の活用可能性を検討し、行政サービスに転嫁することで一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会の実現を目指します。

III 地域包括ケア基盤の構築

子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケアの基盤整備を目指し、子育てや教育、就労、ハード整備等において、福祉的な観点から一体的な取組みを推進します。

IV 持続可能な開発目標（SDGs）の達成

誰一人取り残さない社会の実現を目指す世界共通の目標として掲げられている17のゴールの趣旨を踏まえ、社会・経済・環境・多様性などをめぐる課題に対して、一体的な取組みを推進し、目標達成を目指します。

SDGsにおける17のゴール



令和7年度 清川村当初予算の概要

1 予算規模

(単位:千円・%)

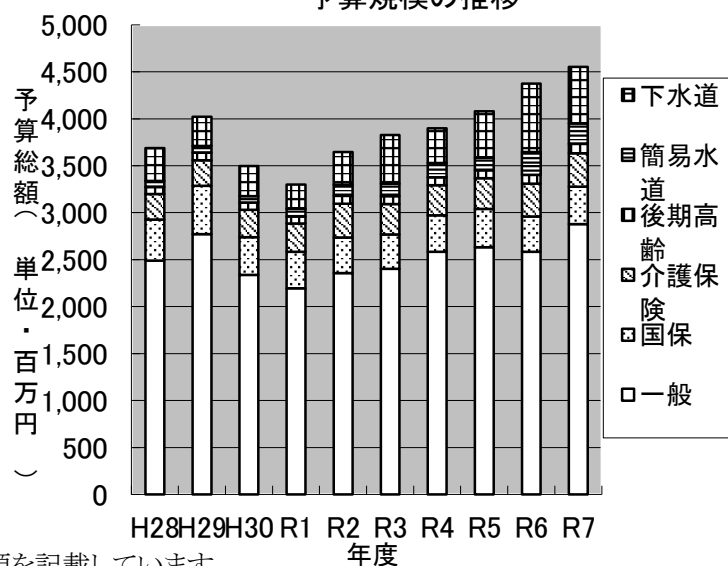
会 計 名		令和7年度	令和6年度	比較増減	増減率
一 般 会 計		2,879,119	2,584,200	294,919	11.4
特 別 会 計	国民健康保険事業特別会計	398,891	374,341	24,550	6.6
	介護保険事業特別会計	354,931	350,929	4,002	1.1
	後期高齢者医療事業特別会計	98,510	93,755	4,755	5.1
	計	852,332	819,025	33,307	4.1
企 業 会 計	簡易水道事業会計	218,891	242,779	△ 23,888	△ 9.8
	公共下水道事業会計	602,900	726,726	△ 123,826	△ 17.0
	計	821,791	969,505	△ 147,714	△ 15.2
合 計		4,553,242	4,372,730	180,512	4.1

2 予算規模の推移

(単位:千円)

年度	予 算 総 額
28	3,689,361
29	4,020,644
30	3,497,319
元	3,301,840
2	3,646,177
3	3,828,864
4	3,898,519
5	4,079,899
6	4,372,730
7	4,553,242

予算規模の推移



※令和元年度は、肉付け後の予算額を記載しています。

令和7年度当初予算（案）の概要について

1 予算規模

(1) 一般会計予算額	28億7,911万9千円
(2) 特別会計予算額（3会計）	8億5,233万2千円
(3) 企業会計予算額（2会計）	8億2,179万1千円

2 予算の編成について

村政の推進については、第4次清川村総合計画の基本構想や前期基本計画に基づき、村民に寄り添いながら、地域特性を活かし、将来にわたって持続する村づくりに努めてまいります。

少子化の危機的な状況を鑑み、切れ目のないきめ細かな子育て支援体制を構築するため、新たに1か月児個別健診の費用助成や5歳児集団検診を実施することで、出生数の増加と人口構造の改善を目指してまいります。

また、産業面では販売価格の低下や後継者不足等により減退傾向にある茶業につきまして、昨年度から製作しております「KIYOKAWA CHABACCO」を継続して販売するほか、総務省の地域おこし協力隊制度を活用して、その継続と活性化を図ってまいりますし、新たに企業版ふるさと納税制度の活用を開始いたします。

さらに、能登半島に甚大な被害をもたらした地震災害等を教訓に、さらなる防災・減災対策として、役場駐車場への災害用防災トイレの設置や観光客にも配慮した食糧の備蓄に取り組むとともに、高齢者を中心とした感染症対策、健康増進対策など「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、夢と希望に満ちた清川村」の実現に向けて、持続可能な村づくりに取り組んでまいります。

主な新規・拡充事業

拡	Jークレジット推進事業	4ページ	拡	幼小中一貫校設置推進事業	20ページ
拡	水源地域振興事業	5ページ	新	文化伝承・文化財保護推進事業	20ページ
拡	地球温暖化対策事業	6ページ	新	地域おこし協力隊活用事業	21ページ
拡	厚木愛甲環境施設組合事業	6ページ	新	観光対策事業	24ページ
拡	地震等防災対策事業	9ページ	新	情報発信大学共同研究事業	24ページ
新	予防接種事業	11ページ	拡	魅力創出型地域活性化事業	24ページ
拡	成人歯科健康診査事業	12ページ	拡	ふるさと応援寄附金推進事業	24ページ
拡	食育推進型地域活性化事業	12ページ	新	企業版ふるさと納税基金費	24ページ
新	乳幼児健康診査事業	16ページ	拡	空き家対策事業	25ページ
新	出産・子育て応援事業	16ページ	拡	電算管理事業	27ページ
新	教育振興事業	19ページ	拡	D X推進事業	27ページ

※ 新規項目が含まれる事業については、「新」と表記しています。

3 歳入のポイント

(1) 村税は、年金所得者等の増加に伴う個人住民税の増収があるものの、国有資産等所在市町村交付金等の減収等により、前年度と比較して906万6千円・0.7%の減収を見込みました。

(2) 自主財源は、18億1,189万8千円・構成比62.9%、依存財源は10億6,722万1千円・構成比37.1%となりました。

(3) 村債は、緊急防災・減災事業債380万円を見込みました。

(4) 財源不足額は、基金を活用しています。

・財政調整基金繰入金	1億5,507万0千円
・公共施設等整備事業基金繰入金	6,200万0千円

令和7年度の主要事業

I 自然と調和した美しい村づくり

1 自然環境の保全



① 森林資源の維持・保全

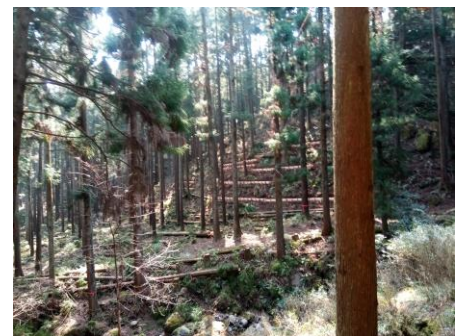
森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持保全を図ります。

拡

1 J-クレジット推進事業

3,400 千円【建設農林課】

内容：森林整備等に係る財源の確保を目的として、森林管理により吸収される二酸化炭素等の吸収量をクレジットとして売却するため、国の認証制度への申請を行う。



2 水源環境保全再生事業

113,479 千円【建設農林課】

(1) 地域水源林の整備（整備協定）

対象：煤ヶ谷字木引尾の山林

内容：間伐・枝打ちなど、23.96ha の森林整備を行う。

(2) 地域水源林の整備（施業代行協定）

対象：煤ヶ谷字北ノ垣戸の山林

内容：間伐・つる切りなど、18.60ha の森林整備を行う。

(3) 市町村有林の整備

対象：宮ヶ瀬字金沢の山林

内容：間伐・枝打ちなど、6.00ha の森林整備を行う。

3 森林環境保全事業

15,629 千円【建設農林課】

内容：森林環境譲与税を活用し、森林吸収源対策及び鳥獣被害・災害対策として集落環境の整備を行う。

4 水源地域振興事業

41,422 千円【政策推進課】



(1) 宮ヶ瀬湖湖面利用調査業務負担金

(400 千円)

内容：宮ヶ瀬湖の湖面利用に関する5者協定のうち、実現されていないフィッシング利用と地域活性化方策の可能性に係る調査を実施するための経費を負担する。



② 鳥獣被害等防止対策の推進

鳥獣被害防止計画に基づき、適正な個体数管理を行うとともに、猟友会などの関係団体による駆除体制の強化を促進します。

野生動物が森林で生息できるような環境整備に取り組むことで村民生活への悪影響を防止するとともに、生態系や生物多様性を保全します。

1 鳥獣被害対策事業

7,167 千円【建設農林課】

(1) シカ・サル・イノシシの捕獲

(5,214 千円)

内容：県猟友会清川支部の協力を得て、ニホンジカやニホンザル、イノシシなどの野生動物による農作物被害や生活被害の軽減を図る。

＜捕獲目標数＞

ニホンジカ：120 頭 ニホンザル：20 頭 イノシシ：30 頭

(2) 野生動物被害防止柵等の設置補助

(1,110 千円)

対象：耕作地に防護ネット等を設置する方

内容：防護ネット等の資材購入費の3分の2（3万円上限）を補助する。

簡易電気柵の機材購入費の3分の2（15万円上限）を補助する。

2 ヤマビル被害防除対策事業

336 千円【建設農林課】

(1) 忌避剤・駆除剤の購入費の軽減

(321 千円)

対象：村内在住者

内容：一般的な販売価格のおよそ半額で販売し、ヤマビル被害の軽減を図る。

忌避剤（ヤマビルファイター）1本 500 円

駆除剤（ヤマビルジェット）1本 300 円

※1世帯あたり年間各5本限度



2 環境負荷の軽減



① 地球温暖化防止対策の推進

再生可能エネルギーを積極的に導入し、地球環境問題への対策を強化します。
また、環境教育の推進を図り、地球環境保護に対する意識醸成を行います。



1 地球温暖化対策事業

800 千円【環境上下水道課】

内容：地球温暖化防止に資するため、太陽光発電設備や木質バイオマスストーブ、電気自動車等に加え、HEMSや燃料電池システム、V2H、蓄電池システムの導入費用の一部を助成する。

② 温室効果ガス排出量の抑制

家庭や企業における温室効果ガスの排出抑制を図るほか、温室効果ガスの吸収源である森林の機能維持を図り、社会全体における環境負荷の軽減に貢献します。



1 環境対策事業

5,525 千円【環境上下水道課】

内容：地球温暖化防止対策等の環境施策を推進するため、環境審議会において審議を行うとともに、アンケート調査結果をふまえた環境基本計画を策定する。

3 ごみの資源化・減量化の推進



① ごみの資源化・減量化の促進

地域と連携し、ごみの排出抑制や分別の徹底など、家庭系ごみのさらなる資源化・減量化を推進します。

また、不適正排出事業者等に対し適正処理を求めるとともに、事業系ごみの排出抑制やさらなる資源化・減量化を進めるため、意識啓発や周知を強化します。

1 ごみ減量化・再資源化事業

5,683 千円【環境上下水道課】

内容：分別収集した資源物のリサイクルを行い、ごみの資源化・減量化を推進する。

② 安定的なごみ処理体制の構築

ごみ中間処理施設の整備を見据え、ごみ質の統一化や収集体制の構築などごみの安定的かつ確実な広域処理体制を確立します。



1 厚木愛甲環境施設組合事業

17,471 千円【環境上下水道課】

内容：厚木愛甲環境施設組合による広域ごみ処理のため、派遣職員の人件費、ごみ中間処理施設の建設費償還及び令和7年12月の本格稼働に伴う施設運営費を負担する。

Ⅱ 快適で安全・安心な村づくり

1 上・下水道の適正管理



① 安全でおいしい水の安定供給

水道施設の適正な維持管理を図り、簡易水道事業実施計画に基づく長寿命化対策を推進するとともに、経営状況に見合った水道料金の見直しや施設の長期的な管理運営に必要な体制整備を行います。

1 簡易水道事業会計

218,891 千円【環境上下水道課】

(1) 資本的支出 建設改良費

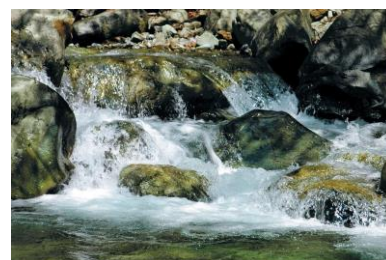
(50,347 千円)

内容：清水ヶ丘地区配水管更新工事、浄水場濁度計更新工事 など

(2) 簡易水道事業費用 営業費用

(159,557 千円)

内容：経営戦略改定支援業務委託、公営企業会計支援業務委託 など



② 下水道の適正な維持管理と水質の保全

下水道施設の適正な維持管理を図り、ストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策を推進するほか、経営状況に見合った下水道使用料の見直しを行うとともに、合併浄化槽の適正管理の指導に努めます。

また、水源地としての責務を果たすため、河川環境の維持や水質保全に取り組みます。

1 公共下水道事業会計

602,900 千円【環境上下水道課】

(1) 資本的支出 建設改良費

(166,546 千円)

内容：下水道ストックマネジメント事業実施設計業務、圧送センター受変電設備更新工事、幹線No.3マンホールポンプ設備更新工事 など

(2) 下水道事業費用 営業費用

(109,071 千円)

内容：腐食環境下管渠点検業務委託、経営戦略改定支援業務委託、公営企業会計支援業務委託 など

2 快適で利便性の高い住環境の整備



① 環境美化の推進

防犯カメラの運用やパトロールによる不法投棄防止体制を継続するとともに、不法投棄をさせない地域づくりを進め、美しい景観を保全します。

また、クリーンキャンペーンなどの地域美化活動を継続し、美化意識の向上を図ります。

1 清掃総務事業

31,094 千円【環境上下水道課】

(1) ごみ収集カラス対策備品の設置

(305 千円)

内容：ごみ集積場にカラス対策備品などを設置する。

2 宮ヶ瀬霊園管理運営事業

21,895 千円【環境上下水道課】

(1) 通路の改修

内容：利用者の利便性向上を図るため、通路の改修工事を行う。

② 公共交通の確保・充実

早朝・深夜路線バスの運行を継続し、公共交通の維持・充実を図るとともに、運賃助成などによる路線バスの利用環境の向上を推進します。

1 生活交通確保対策事業

3,827 千円【政策推進課】

内容：早朝・深夜の時間帯の路線バスを延伸し、村民の生活交通の利便性の向上を図る。

＜本厚木駅～宮の里の便を上煤ヶ谷まで延伸 3便＞

・早朝便：上煤ヶ谷発 5時57分

・深夜便：本厚木駅発 22時30分、23時00分

＜本厚木駅～上煤ヶ谷の便を宮ヶ瀬まで延伸 1便＞

・深夜便：本厚木駅発 21時40分

2 路線バス利用促進事業

613 千円【政策推進課】

(1) 路線バス通勤定期券購入費の補助

対象：村内を運行する路線バスの通勤定期券を購入した方

内容：通勤定期券購入費から通勤手当等を差し引いた額の2分の1を補助する。



③ 幹線道路・生活道路の整備

県道 64 号（伊勢原津久井）、県道 70 号（秦野清川）の未改良区間の早期改良及び安全対策の実施、（仮称）上古沢煤ヶ谷線の建設及び歩行者の安全確保に必要な対策を県に要請します。また、道路交通量などに応じた道路整備や橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋りょうの維持管理を推進します。

1 道路新設改良事業

130,275 千円【建設農林課】

(1) 村道三浦線等の新設改良

内容：村道三浦線等の狭隘区間の道路通行者の機能・安全性向上のため、引き続き道路新設改良工事を行う。

新

2 道路橋梁維持補修事業

60,003 千円【建設農林課】

新

(1) 根岸橋の補修

内容：橋梁長寿命化修繕計画に基づき、根岸橋の補修工事を行う。

(2) 道路照明灯のLED化

内容：道路照明灯の維持管理経費と消費電力量の削減のため、灯具のLED化工事を行う。

新

(3) 宮ヶ瀬水の郷大つり橋の修繕

内容：宮ヶ瀬水の郷大つり橋の木床板の取替工事を行う。



3 安全・安心な社会基盤の整備



① 防災・減災対策の強化

大規模災害や多様化する危機事象に対応するため、地域防災計画に基づき地域一体となった防災・減災対策を進めるとともに、近隣市町の防災関係機関と連携して、災害に強い村づくりを推進します。

1 地震等防災対策事業

37,170 千円【総務課】

拡

(1) 災害用防災トイレの設置

内容：役場駐車場に貯留型の災害用防災トイレを10基設置する。

(2) 災害用備蓄品の調達

内容：観光客対策をふまえた、災害時の食糧などの備蓄品を調達する。

2 防災施設・設備維持管理事業

8,632 千円【総務課】

◆ 拡 (1) 新型 J アラート受信機の整備

内容：防災気象情報などを衛星回線及び地上回線で受信できる新型の受信機を整備する。

3 地籍調査事業

8,993 千円【村づくり観光課】

内容：地籍調査事業個別計画において、第1位重点地区として設定した「清水ヶ丘団地地区」の第3工区の地籍調査を実施する。

② 地域消防力の強化

地域における初期消火体制の強化や消防装備・消防水利の整備・充実を図るほか、消防団の機能強化や団員確保に努めます。また、厚木市消防との連携を深め、地域消防力の強化を図ります。

1 消防広域化事業

141,035 千円【総務課】

内容：平成28年4月に開始した厚木市との消防広域化により、常備消防の運営及び資機材の更新等に必要な経費を負担する。

③ 防犯力の強化

防犯意識の高揚を図るとともに、複雑化・多様化する消費者被害やトラブルを未然に防止するため、住民相談窓口の充実や高齢者・青少年などへの防犯意識の向上を推進します。

1 安全・安心まちづくり事業

4,776 千円【総務課】

内容：防犯対策を強化するため、防犯灯や防犯カメラの適正な維持管理を行う。

2 特殊詐欺被害防止対策事業

50 千円【総務課】

対象：70歳以上または認知症などの方がいる世帯

内容：迷惑電話防止機能を有する電話機の購入費の4分の3（1万円上限）を補助する。

④ 交通安全の推進

警察や交通安全関係団体と連携し、取り締まりの強化や交通事故が起こりにくい環境づくりを促進します。

1 交通安全推進事業

2,806 千円【総務課】

(1) 自転車用ヘルメット購入費の補助

(50 千円)

内容：安全基準適合のヘルメットの購入費の一部（2,000 円上限）を補助する。

Ⅲ 生涯を健康で、支え合いながら暮らせる村づくり

1 健康寿命の延伸



① 地域医療体制の充実

県立煤ヶ谷診療所及び村立宮ヶ瀬診療所のほか、近隣市町の医療機関との連携による医療機関の確保を推進するとともに、救急医療をはじめとする地域医療体制の充実を図ります。



1 予防接種事業

15,512 千円【子育て健康福祉課】



(1) 新型コロナワクチン予防接種

(5,374 千円)

対象：65 歳以上の方など

内容：自己負担額 3 割で予防接種ができるように費用の一部を助成する。



(2) 带状疱疹予防接種

(1,030 千円)

対象：50 歳以上の方

内容：接種費用の一部を接種回数分助成する。

※定期化に伴う節目接種は自己負担額 3 割



(3) 小児定期予防接種

(3,337 千円)

内容：小児定期予防接種（小児用肺炎球菌ワクチン・日本脳炎ワクチン・HPV（子宮頸がん予防）ワクチンなど）を行う。

(4) 高齢者インフルエンザ予防接種

(3,418 千円)

対象：65 歳以上の方など

内容：自己負担額（1,500 円）のみで予防接種ができるように費用の一部を助成する。

(5) 小児インフルエンザ予防接種

(205 千円)

対象：0 歳（6 か月児）から 18 歳まで

内容：予防接種を受けた方の費用の一部（1,000 円）を助成する。

(6) 風しん対策予防接種

(18 千円)

対象：満 20 歳以上の女性・妊婦の配偶者など

内容：混合 6,000 円・単体 4,000 円を助成する。

2 がん検診事業

5,721 千円【子育て健康福祉課】

内容：がんの早期発見・早期治療を図るほか、生活習慣の改善指導などを行うことで、自主的な健康管理意識の向上を図り、がんの一次予防を推進する（受診料無料）。また、内視鏡による胃がん検診を推奨し、受診負担の軽減を図る。



3 成人歯科健康診査事業

1,046 千円【子育て健康福祉課】

内容：歯科疾患の早期発見・早期治療を促進するため、成人歯科健康診査及び口腔がん検診を行うほか、40 歳から 70 歳まで 5 歳刻みで実施していた節目健診の対象年齢を 20 歳・30 歳に拡大する（自己負担額は 500 円で 70 歳以上は無料）。

4 医療対策事業

3,467 千円【子育て健康福祉課】

内容：休日及び夜間における救急医療体制や心身障がい者を対象とした歯科診療体制を確保するため、施設運営費のほか、浸水対策等の施設の維持管理費など、広域医療事業に係る経費の一部を負担する。

② 疾病・感染症の予防と総合的な健康づくりの推進

健康寿命の延伸、村民の健康管理や健康づくり、心の健康維持のため、各種講座や相談、健(検)診等の保健事業と介護予防事業の一体化を推進し、村民の健康保持・増進を図ります。



1 健康寿命延伸事業

812 千円【子育て健康福祉課】

内容：健診や医療、介護に関するデータなどを活用して、脳血管疾患など高齢者が抱える様々な健康課題に対応するため、保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、地域サロンの場などを活用したポピュレーションアプローチなどの疾病予防・重症化予防などを行うことで、高齢者の健康保持増進を図る。



2 健康増進・食育推進事業

506 千円【子育て健康福祉課】

内容：第3期健康増進計画・食育推進計画に基づき、未病センターに野菜摂取測定器を配備するなどの充実を図るとともに、健康づくりへの取り組みに係る健康ポイント事業を実施し、村民の健康増進・食育推進を図る。



3 食育推進型地域活性化事業

5,924 千円【子育て健康福祉課】

内容：総務省の地域活性化起業人制度により派遣された栄養士が中心となり、村の郷土料理の再現や野菜レシピの開発、手作りおやつの普及など、「食」を通じた地域活性化を促進する。



4 やまびこ健診事業

7,100 千円【子育て健康福祉課】

対象：20 歳から 39 歳、75 歳以上の方など
内容：健診を通じて、生活習慣改善及び生活習慣病予防を推進するとともに、疾病の早期発見・早期治療を図る（受診料無料）。



③ 生涯スポーツ・生涯学習の推進

心身ともに健康で、生涯にわたって生き生きとした豊かな生活を送れるよう、学びの機会やスポーツレクリエーションを通じた健康増進を推進します。

1 生涯スポーツ推進事業

125 千円【生涯学習課】

対象：村内在住者または在勤者
内容：スポーツレクリエーションを通じ、心身の健康増進を図るため、グラウンド・ゴルフ大会やカヌー、ボッチャなどの体験教室を開催する。

拡

2 運動公園管理運営事業

7,235 千円【生涯学習課】

内容：運動公園の運営を行うとともに、公園内のテニスコートの人口芝を修繕し、運動公園の利用促進を図る。

3 せせらぎ館管理運営事業

12,923 千円【生涯学習課】

内容：村の生涯学習の拠点である生涯学習センターせせらぎ館の維持管理及び運営を行う。

2 福祉サービスの充実



① 高齢者・障がい者福祉サービスの充実

現行のサービスを継続するとともに、ニーズに合わせた地域包括ケアシステムの運用を図ります。また、高齢者が安心して住み続けられるよう、健康づくりと介護予防を一体的に実施するほか、障がい者の自立と社会参加に向けた支援を図ります。

1 高齢者見守り事業

531 千円【子育て健康福祉課】

(1) 見守り支援ラベルの交付

内容：認知症や行方不明のおそれのある高齢者に対し、身に着けることができる QR コードが印刷されたシールを交付する。

(2) 福祉給食サービスの実施

(531 千円)

対象：日常生活に支障のある高齢者及び障がい者
内容：週 1 回給食の宅配サービスにより、食生活改善と安否確認を行う。

2 障害福祉総務事業

1,697 千円【子育て健康福祉課】



(1) 障がい者計画等改定に向けた基礎調査

(1,430 千円)

内容：第5次障がい者計画等を令和8年度に策定するため、住民アンケート調査及び調査結果の分析を行う。

3 重度障害者医療費助成事業

12,568 千円【子育て健康福祉課】

対象：身体障がい者1級～3級、知的障がい者A1～B1、精神障がい者1級

内容：保険適用となる医療費の自己負担分を助成し、重度な障がい者の福祉の増進及び経済的負担の軽減を図る。

4 障害者自立支援事業

62,496 千円【子育て健康福祉課】

内容：障がい児者の自立支援を目的に障害支援区分に応じた介護・訓練等の給付費、補装具購入費及び自立支援医療費等を給付する。

5 地域生活支援事業

6,230 千円【子育て健康福祉課】

内容：障がい者が自立した生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟で効果的な地域生活支援を行う。

② 社会参加と生きがいつくりへの支援

高齢者や障がいのある方がいつまでも自立した生活を送ることができるよう、福祉施策を充実させるとともに、生きがいつくりや就労、地域活動など社会参加を支援し、地域共生社会の実現を目指します。

1 高齢者の生きがいつくり推進事業

773 千円【子育て健康福祉課】

(1) 在宅高齢者自立支援用具購入費の助成

(500 千円)

対象：65 歳以上の方

内容：補聴器購入費の2分の1（5万円上限）を助成する。

2 高齢者外出支援事業

1,442 千円【子育て健康福祉課】

対象：70 歳以上の方

内容：バス割引乗車券（1 年券）購入に係る費用の一部（7,000 円）を助成する。

3 高齢者運転免許証自主返納者支援事業

162 千円【子育て健康福祉課】

対象：運転免許証を自主返納した 70 歳以上の方

内容：バス割引乗車券（1 年券）購入に係る費用を2年間助成する。

③ 各種保険サービスの充実

国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業の充実と、安定した事業運営を図ります。

1 国民健康保険事業特別会計

398,891 千円【税務住民課】

2 後期高齢者医療事業特別会計

98,510 千円【税務住民課】

3 介護保険事業特別会計

354,931 千円【子育て健康福祉課】

◇ 拡 内容：高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の基礎調査、男性限定の転倒予防教室の実施 など

3 多様性と人権の尊重



① 多様性に対する理解の増進

人権擁護の理念及び多様性についての正しい理解を促進することで、お互いを尊重し合うことができるよう、村民や地域、学校、事業者等と連携した人権教育・啓発を推進します。

1 男女共同参画推進事業

3,462 千円【生涯学習課】

◇ 拡 (1) 第2次男女共同参画基本計画の策定

内容：男女が共に性別にとらわれることなく活躍できる社会の実現に向けて、第2次男女共同参画基本計画を策定する。

(2) 男女共同参画推進講演会の開催

(112 千円)

内容：男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の推進を図るための講演会を開催する。

② 平和学習の推進

戦争を知らない若年層に対する啓発を実施し、戦争の凄惨さや平和の尊さを学ぶ機会を積極的に創出します。また、「非核平和の村宣言」に基づき、真の世界恒久平和の確立に向け、村民の平和に対する意識醸成を行います。

1 恒久平和推進事業

992 千円【総務課】

対象：村内の中学生6人

内容：次世代を担う中学生に戦争の悲惨さや平和の尊さを再認識してもらうため、広島平和記念式典への参列などを行う。



IV 健やかに育ち、夢や希望が持てる村づくり

1 子育て環境の充実



① 妊産婦への支援の充実

妊娠、出産、子育て期の各段階に切れ目なく対応できる支援・相談体制を整備するほか、妊産婦の精神的な不安を解消するためのきめ細かい支援体制を整えます。

拡

1 乳幼児健康診査事業

959 千円【子育て健康福祉課】

新

(1) 5歳児集団健診の実施及び1か月児個別健診費用の助成

内容：母子保健法で義務付けられている1歳6か月児及び3歳児の法定の健康診査と別に実施している市町村設定健診について、新たに5歳児の集団健診の実施及び1か月個別健診の費用助成を行う。
また、言語発達の遅れなどを支援する専門職として言語聴覚士を配置する。



拡

2 出産・子育て応援事業

3,130 千円【子育て健康福祉課】

(1) きよかわっ子誕生祝い金の交付

(1,000 千円)

内容：村で生まれた子どもの健やかな成長発達を支援するために、1人10万円の出産祝い金を交付する。

(2) 妊婦のための支援金の給付

(1,150 千円)

対象：妊娠届出をした方及び出産した方（流産・死産を含む）
内容：妊婦1人あたり及び新生児1人あたり5万円を給付する。

(3) 妊婦等包括相談支援の実施

(749 千円)

内容：専門職を配置した親子開放デイを開設するなど伴走型の相談体制を整備し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して必要な支援を行う。

新

(4) 出張母乳相談の実施

(90 千円)

内容：産後ケアとして、助産師によるアウトリーチ型の出張母乳相談を実施する。

② 子育て世代・子育て世帯への支援の充実

子育て中の家庭や子育て世帯となり得る若年層に対し、国や県などとも連携し、経済的・社会的不安を解消するための支援・相談体制を整備します。

1 子育て支援事業

2,452 千円【子育て健康福祉課】

(1) 子育て用品購入費の助成

(977 千円)

対象：0歳から2歳6か月の小児を養育している方

内容：きよかわくらし応援館で子育て用品の購入に使用できるクーポン券（月額4,500円上限）を交付する。

(2) 保育所等副食費の補助

(1,383 千円)

対象：保育認定を受けた保護者で副食費を実費負担している方

内容：実費負担した副食費の全額（月額4,800円上限）を補助する。

(3) 病児保育事業広域利用経費の負担

(7 千円)

内容：令和5年4月に開始された病児保育事業の広域利用に係る経費を負担する。

2 小児医療費助成事業

11,764 千円【子育て健康福祉課】

対象：0歳～18歳となった日以後最初の3月31日まで

内容：保険適用となる医療費の自己負担分の全額を助成する（所得制限なし）。

③ 清川っ子が健やかに育つ環境整備

子どもの相談・支援機能を充実させるほか、子どもたちの居場所づくりや交流の場を提供し、地域に愛着と誇りを持って健やかに育つことができる環境を整備します。

1 保育所入所事業

94,083 千円【子育て健康福祉課】

内容：認可保育所等に保育の委託、小規模保育施設や認定こども園、預かり保育、認可外保育施設への給付費を支給する。

また、村認可保育所あおぞら保育園に空調機を増設する。

2 放課後児童クラブ運営事業

10,635 千円【子育て健康福祉課】

対象：家庭において放課後に保育を受けられない小学校1～6年生の児童

内容：家庭に代わって児童の健全な育成と子育て支援を図る。

3 子ども・子育て会議運営事業

86 千円【子育て健康福祉課】

内容：子ども・子育て会議を開催し、教育・保育・子育て支援事業の拡充を目的とした第3期子ども・子育て支援事業計画の進行管理などを行う。

2 教育環境の充実



① 地域・家庭との連携による教育の充実

幼稚園・小・中学校と、家庭、地域が連携し、子どもたちの健やかな成長を支えるための教育環境を整備し、地域の子育て力の強化を図ります。

1 教育支援事業

19,895 千円【学校教育課】

(1) 幼・小・中学校給食費の補助

(8,735 千円)

対象：村立幼稚園、小・中学校に通う園児・児童・生徒の保護者
内容：給食費の全額を補助する。



(2) 高等学校・大学等通学費の補助

(7,645 千円)

対象：村内から高等学校・大学等へ通学する方
内容：本厚木駅までの通学定期乗車券購入費の2分の1（ひとり親家庭等は全額）を補助する。

(3) タブレット端末等購入費の補助

(1,080 千円)

対象：高等学校等入学の際に必要なタブレット端末等を購入した生徒の保護者
内容：タブレット端末等購入費の2分の1（45,000 円上限）を補助する。



(4) 修学旅行費の補助

(340 千円)

対象：村立小学校6年生及び中学校3年生の保護者
内容：小学生1人あたり5,000 円、中学生1人あたり20,000 円を補助する。

(5) 小中学校入学祝金の交付

(1,260 千円)

対象：村立小・中学校に入学する児童・生徒の保護者
内容：新入学する児童及び生徒1人あたり30,000 円を交付する。

(6) 緑小学校通学时送迎員の配置

(515 千円)

内容：宮ヶ瀬小学校の休校に伴い、緑小学校に通学する児童の安全確保のため、送迎員を配置する。

(7) 緑小・中学校通学費の補助

(222 千円)

内容：宮ヶ瀬小学校の休校に伴い、緑小・中学校に通学する児童・生徒の交通費を補助する。



2 確かな学力の育成推進事業

17,521 千円【学校教育課】

(1) 基礎学力定着及び学力向上の推進

(13,661 千円)

内容：村立小・中学校に学習指導員を配置し、学習と生活の両面に係る支援体制を確立する。

また、基礎基本確認テストの実施により、客観的な学力を把握し、結果に応じて指導計画や指導方法の改善を図る。

(2) 英語活動の推進

(2,888 千円)

内容：村立小・中学校、幼稚園にて外国人指導助手（A L T）を活用した英語活動を行う。

(3) 総合的な学習活動の推進

(472 千円)

内容：探求的な学習を通じて、自ら学び、考え、主体的に判断し、問題解決を図る資質や能力を育成するために、総合的な学習活動の費用を支援する。

(4) きよかわ学びづくりの推進

(500 千円)

内容：村立小・中学校、幼稚園にきよかわ学びづくり講師を派遣し、指導方法の工夫・改善への助言を行う。

拡

3 教育振興事業

3,842 千円【学校教育課】

新

(1) 校務支援システムの導入

内容：教職員の業務負担の軽減など働き方改革の実効性の向上と、業務の適正化・効率化を図るため、村立小中学校に校務支援システムを導入する。

4 コミュニティスクール推進事業

286 千円【学校教育課】

内容：保護者や地域住民などが学校運営に積極的に関わるコミュニティスクール（学校運営協議会制度）を継続して実施する。

② 幼稚園・小中学校教育環境の整備

子どもたちが安心して学ぶことができるよう、適切な施設の維持管理に努めるとともに、少人数学級の優位性を活かし、子どもたち一人ひとりに個別最適化した質の高い教育環境を整備します。

1 ICT教育推進事業

20,730 千円【学校教育課】

(1) タブレット端末の貸与

(15,092 千円)

内容：G I G Aスクール構想実現のため、小中学生に1人1台のタブレット端末を貸与する。



③ 幼・小・中一貫教育による清川らしい教育環境の構築

幼稚園から学校教育への円滑な移行と、地域・家庭、世代間の強固な連携に基づく清川らしい教育の実現のため、幼・小・中一貫教育の構築に向けた具体的な取り組みを進めます。



1 幼小中一貫校設置推進事業

16,464 千円【学校教育課】

内容：幼小中一貫校施設整備検討委員会及び同教育推進部会の開催や一貫校先例施設への視察研修を実施するとともに、幼小中一貫校施設整備基本計画に基づく設計業務の発注に向けた支援を委託する。

また、幼小中一貫校の用地取得に向けた土地鑑定及び補償鑑定の調査業務を委託する。

3 文化・芸術の振興と承継



① 歴史・文化資源の保護

村内に現存する由緒ある神社や寺院をはじめ、天然記念物や有形・無形文化財など、貴重な歴史的資料を適切に保存し、保護意識の啓発を図ります。



1 文化伝承・文化財保護推進事業

3,453 千円【生涯学習課】



(1) ニホンオオカミの頭骨等の保護

(100 千円)

内容：DNA 鑑定が終了したニホンオオカミの頭骨等を貴重な文化財として保護・保存できるよう支援する。



(2) ニホンオオカミの頭骨を活用した地域振興

(2,443 千円)

内容：ニホンオオカミの頭骨等のレプリカや復元画の製作を行うとともに、講演会を開催し、村内外にその魅力を周知する。

② 伝統・行事の承継

文化・伝統の承継に向けた担い手の確保のため、世代間の交流の場を拡大し、郷土に対する愛着や誇りを醸成します。

1 青龍祭

1,500 千円【生涯学習課】

内容：毎年8月に開催する村の代表的な伝統行事である青龍祭の開催にあたり、同実行委員会の支援のほか、年間を通じて開催に向けた準備を行う。

V 地域特性を活かした魅力とにぎわいのある村づくり

1 農林商工業の振興



① 基幹産業への支援

関係機関と連携し、農地の流動化の推進や不耕作地の活用を図ります。また、お茶や野菜などの農作物や豚肉など、村で生産される作物の加工製造・販売を一体的に取り組むことで、村ならではの付加価値を生み出します。

1 商工振興事業

7,992 千円【村づくり観光課】

(1) 商工共栄会育成費補助金

(660 千円)

内容：商工共栄会の運営に要する経費及び2年目を迎える地域活性化イベント「きよかわむら祭」の開催経費の一部を補助する。

(2) 住宅リフォーム助成事業

(4,000 千円)

対象：村内の施工業者で住宅のリフォーム工事等を行う方

内容：リフォーム費用の一部（最大20万円）を助成する。

2 遊休農地対策事業

460 千円【建設農林課】

(1) 研修農場への獣害防止用電気柵の設置

内容：研修農場の利用環境の向上を図るため、獣害防止用の電気柵を設置する。

(2) 農地活性化協議会の開催

内容：茶園の管理をはじめ、農地の利活用や補助制度等を検討することで、増加傾向にある遊休農地や荒廃農地の解消を図る。

(3) 農地流動化奨励金

対象：農地の利用権設定をした方（貸人・借人の双方）

内容：利用権設定をした農地の面積に利用設定期間に応じた単価を乗じて得た額を交付する。

新

3 地域おこし協力隊活用事業

11,136 千円【建設農林課】

内容：総務省の地域おこし協力隊制度を活用して、販売価格の低下や後継者不足などの理由により減退傾向にある茶業の活性化を図る。



② 地場製品の消費拡大

村で収穫された農作物や生産された商品などの販路拡大に向けて、道の駅「清川」の機能を充実させ、出荷しやすい環境を整備するとともに、食育や観光と連携した地場製品の消費拡大を推進します。

1 茶業活性化支援事業

1,208 千円【建設農林課】

(1) 販路拡大商品の作製・販売

内容：販売量の減少や生産の担い手不足といった課題に直面している村の基幹産業である茶をスティック型の粉末茶に加工し、パッケージした「KIYOKAWA CHABACCO」を販売する。



2 観光産業の活性化



① 宮ヶ瀬湖などの既存観光資源の効果的な活用

四季を通じた観光客の増加、広域連携による滞在型の観光促進を目指し、国・県・近隣市町及び公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団との連携を強化し、宮ヶ瀬水の郷地区及び湖畔園地の活性化を図るとともに、その他の地域も含め観光イベントや施設の運営管理について、民間のノウハウを活用するなど最適な手法を検討します。

1 宮ヶ瀬地区観光施設管理事業

6,300 千円【村づくり観光課】

内容：宮ヶ瀬湖畔園地内の大噴水などの観光施設の維持管理を行い、村への来訪者の利便性の向上を図る。

② 農林商工業等との連携強化

農林業・商工業をはじめ、周辺の大学や関連団体との連携を強化し、新たな特産品の開発及び新たな魅力を創出することにより、一体となって観光振興に取り組みます。

1 地域活性化大学連携事業

610 千円【村づくり観光課】

内容：村と包括協定を交わしている相模女子大学と連携し、新たな特産品の開発に取り組む。

2 道の駅「清川」管理運営事業

2,597 千円【村づくり観光課】

内容：指定管理者との連携により、道の駅「清川」の適正な管理運営を行うとともに、利用者の利便性の向上を図る。



3 地域経済の活性化



① 企業誘導の推進

都市部からのアクセスや豊かな自然などの地理的な特徴を活かすとともに、特定地域土地利用計画に基づく限られた土地の有効かつ適正な利用により、企業の進出を促し、雇用創出や地域活性化を図ります。

1 ローカルイノベーション拠点施設管理事業

445 千円【村づくり観光課】

内容：サテライトオフィスを活用し、新たな産業や新規創業者の支援を間接的に行うことで地域経済の活性化を図る。

② 創業者・就労者支援

愛川町と共同策定した創業支援等事業計画に基づく創業者の育成・支援、経営者への支援を図るとともに、低迷する社会情勢不安を解消するための就労者支援を実施し、働く場・働きやすい地域づくりを推進します。

1 勤労者生活資金融資事業

3,000 千円【村づくり観光課】

内容：村内に居住する勤労者に生活資金の融資を行い、生活の安定及び向上を図る。

4 地域セールスの推進



① きよかわブランドの積極活用

きよかわブランド認定品の販路拡大や、PR 事業を積極的に実施し、ブランドの地位を確立することで訴求力を高め、地場製品の普及拡大を推進します。

1 きよかわブランド推進事業

230 千円【村づくり観光課】

内容：村の知名度向上と地域産業の振興を図るため、地域の産品を地域ブランドとして認定する。

② シティプロモーションの推進

村の魅力ある資源や地域特性を積極的に PR するほか、各種メディア、イベント等を活用し、対象者に応じた情報発信を行うことで交流人口、関係人口を創出し、地域のにぎわいを創出します。



1 地域セールス推進事業

2,425 千円【村づくり観光課】

内容：村のおいしい水道水を使ったペットボトル入り飲料水「きよかわの恵水（めぐみ）」を 20,040 本製造し、地域セールスのほか、災害時用の備蓄品として活用する。



2 観光対策事業

26,025 千円【村づくり観光課】



(1) 観光パンフレットの製作

内容：観光パンフレットを刷新するとともに、WEB 版を公開することで、村の魅力を広く発信する。



(2) プロモーション動画の撮影等

内容：ショート動画を制作するための撮影及び編集機材などを購入し、村の認知度の向上に活用する。

(3) 宮ヶ瀬地区イベントの支援

(16,000 千円)

内容：宮ヶ瀬地区の四季を盛り上げる各イベントの開催を支援する。



3 情報発信大学共同研究事業

100 千円【政策推進課】

内容：東海大学との共同研究プロジェクトとして、学生の有するノウハウを活かした SNS による情報発信によって、村の観光地としての認知度向上及び地域の活性化を図る。



4 魅力創出型地域活性化事業

6,519 千円【村づくり観光課】

内容：総務省の地域活性化起業人制度により派遣されたコンサルタントと連携し、企業版ふるさと納税のほか、企業誘導等による新たな民間活力の創出を図るためのマーケティング及び企業ニーズ分析を行い、地域の活性化を図る。

③ ふるさと応援寄附金の推進

さらなる知名度の向上と、新たな魅力創出に向け、ふるさと応援寄附金制度の一層の推進や企業版ふるさと納税制度の活用による財源確保を図ります。



1 ふるさと応援寄附金推進事業

23,066 千円【村づくり観光課】

内容：寄附者に対して、村の特産品などを返礼品として贈るほか、新たに現地決済型を導入し、村の魅力をさらに広めるとともに産業の振興を図る。



2 企業版ふるさと納税基金費

5,000 千円【村づくり観光課】

内容：内閣府の企業版ふるさと納税制度を通じて、村が行う地方創生の取り組みに対して賛同する企業から寄附を広く集めることで、村の活性化を図る。

5 移住・定住の促進



① 土地・建物の供給促進

自然と調和しながらも、限られた土地を最大限有効活用するため、既存の空き家や空き地の利用を促進し、移住希望者に対する住宅や土地の供給量を増やすことで、将来目標人口の達成を目指します。

1 住宅取得支援事業

12,154 千円【村づくり観光課】

(1) 住宅取得奨励金の交付

(10,500 千円)

対象：村内に新築住宅及び中古住宅を取得し、定住した方

内容：村への移住・定住促進及び地域経済の活性化を図るため、奨励金を交付する。

要 件	金額（最大 150 万円）
① 住宅の取得	50 万円
② 村内業者で施工（建築・改修）	50 万円
③ 村外業者で施工（建築・改修）	20 万円
④ 村内で転居	30 万円
⑤ 村外からの移住	50 万円

(2) 住宅資金利子の補給

(1,644 千円)

対象：住宅の新築などのために金融機関から融資を受けた方

内容：融資額（500 万円上限）に対し、36 か月にわたり年 1.5%以内の利子を補給する。

② 空き家の利活用の推進

新たな空き家の利活用方策の検討と、魅力ある住環境を提供することで、移住・定住を促進します。

1 空き家対策事業

1,503 千円【村づくり観光課】

拡

(1) 空き家解体費補助金

(1,000 千円)

対象：村内に空き家を所有し、売却のために解体する方

内容：解体費用の3分の1（100 万円上限）を補助する。



(2) 空き家賃貸用住宅リフォームへの補助

(500 千円)

対象：村内に空き家を所有し、リフォーム後に賃貸住宅として貸し出す方。

または村内の空き家を借り、所有者の承諾を得てリフォームする方

内容：リフォーム費用、家財道具処分費の2分の1（50 万円上限）を補助する。

VI 村民と行政が共に歩む村づくり

1 地域コミュニティの活性化



① 自治会機能・地域の課題解決力の強化

自治会の活動支援の強化をはじめ、自治会相互間の連携促進や組織再編を検討するとともに、自治会館や住民センターなどのコミュニティ活動の場の充実を図ります。

1 コミュニティ活動支援事業

2,065 千円【総務課】

(1) 地域コミュニティ活動の促進

(260 千円)

対象：村内コミュニティ活動団体

内容：村民との協働による村づくりを推進するため、地域の特性を活かしたコミュニティ活動団体に対して、活動費の一部を補助する。

② コミュニティ団体への支援

村民による自主的な活動を支援することで、地域課題の解決などに向けたコミュニティ力を醸成するとともに、村民と行政の情報共有を強化し、地域交流などのコミュニティ活動への支援の充実を図ります。

1 地域コミュニティ活性化事業

72 千円【政策推進課】

内容：地域内のコミュニティの希薄化が問題視される中、世代を超えた仲間づくりや担い手の発掘及び育成、郷土愛の醸成、コミュニティ相互の連携強化に寄与し、地域コミュニティの活性化を図る機会を創出する。

2 効率的な行財政運営の推進



① 広域連携の推進

村単独で処理することが困難な行政課題について、近隣市町との連携を密にし、的確かつ効率的な課題解決方策を検討することで、村民サービスの向上を図ります。

〔広域連携事業〕 消防広域化事業、厚木愛甲環境施設組合事業、医療対策事業、観光対策事業、国道道対策事業、消費者保護啓発事業、運動公園管理事業、青少年健全育成推進事業、電算管理事業、職員研修事業 他

② 健全な行財政運営の推進

財政計画や公共施設等総合管理計画等の個別計画に基づき、限られた経営資源の効率的な活用と、経営的視点を取り入れた健全な財政運営に努めます。また、事務事業の見直しによる歳出の抑制や継続的な歳入の確保により、持続可能な行財政運営を図ります。

1 行政改革推進事業

71 千円【政策推進課】

内容：第6次行政改革大綱に基づき、効率的かつ健全な行財政運営を推進する。

2 賦課徴収管理事業

6,289 千円【税務住民課】

(1) 預貯金等調査システムの運用

(251 千円)

内容：公金滞納者の預貯金等を調査できるシステムを運用し、税の公平性の確保を図る。

3 財産管理事業

53,305 千円【総務課】

拡 (1) 庁舎内照明器具のLED化

内容：エネルギー使用量の削減を図るため、役場庁舎の照明器具をLED化する。



③ デジタル化の推進

デジタル技術の積極的な活用によるフロント・バックヤードの改革を推進し、窓口利便性の向上と業務効率の向上を図ります。

また、デジタルデバйд対策や多様な情報化、情報セキュリティの強化に努め、デジタル技術を身近に感じ、積極的に利活用できる環境の構築に努めます。

拡 1 電算管理事業

152,972 千円【総務課】

内容：神奈川県町村情報システム（基幹系システム）や庁内イントラネット（内部情報系システム）、総合行政ネットワーク（LGWAN）を適正に運用し、事務の簡素化・効率化及び情報セキュリティの確保を図る。

また、ガバメントクラウドへの接続など、9月からの本格稼働を予定している「システム標準化・共通化」に向けた環境を整備する。

拡 2 DX推進事業

2,287 千円【政策推進課】

内容：先進技術の積極的な業務導入を推進するほか、インターネット接続系端末を導入し、業務の効率化に向けた取り組みを進める。

3 情報共有・情報発信体制の強化



① 効率的かつ効果的な情報発信の推進

広報紙やホームページをはじめとする既存の情報発信媒体に加え、時代や村民ニーズに即した新たな情報発信の手法を検討し、より広く村政情報を伝えられる環境整備を推進します。

1 広報広聴事業

6,105 千円【総務課】

(1) 広報紙の発行

内容：村民に村政情報を積極的に発信し、分かりやすく親しみのもてる広報紙を発行する。

(2) 住民懇談会の実施

内容：村民の意見や要望を広く聴き、住みよい村づくりを目指すため、住民懇談会を開催する。

② 広聴事業の充実

住民懇談会をはじめとする意見聴取の機会を充実させることで村民との情報共有を図り、村民ニーズの把握による最適な行政サービスの提供を図るとともに、村民と行政の相互協力による村づくりを行う体制を強化します。

1 村づくり推進事業

73 千円【政策推進課】

内容：第4次総合計画前期基本計画の進行管理を行うため、総合計画審議会を開催するほか、中学生ワークショップを開催し、計画の実行性を高める。



道路工事等箇所図

① 村道三浦線の新設改良



② 根岸橋の補修



令和7年度 一般会計予算

1 歳 入

(1) 款 別 歳 入

(単位:千円・%)

区 分	7 年 度	6 年 度	比 較 増 減	増減率	構 成 比	
					7年度	6年度
1 村 税	1,221,167	1,230,233	△ 9,066	△ 0.7	42.4	47.6
2 地 方 譲 与 税	25,259	24,203	1,056	4.4	0.9	0.9
3 利 子 割 交 付 金	168	105	63	60.0	0.0	0.0
4 配 当 割 交 付 金	2,626	2,230	396	17.8	0.1	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	2,330	2,154	176	8.2	0.1	0.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	10,487	9,882	605	6.1	0.4	0.4
7 地 方 消 費 税 交 付 金	72,216	65,470	6,746	10.3	2.5	2.5
8 ゴルフ場利用税交付金	16,054	14,936	1,118	7.5	0.5	0.6
9 環 境 性 能 割 交 付 金	2,722	2,512	210	8.4	0.1	0.1
10 地 方 特 例 交 付 金	1,981	1,942	39	2.0	0.1	0.1
11 地 方 交 付 税	507,759	434,178	73,581	16.9	17.6	16.8
12 交通安全対策特別交付金	450	450	0	0.0	0.0	0.0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,927	1,941	△ 14	△ 0.7	0.1	0.1
14 使 用 料 及 び 手 数 料	75,156	73,726	1,430	1.9	2.6	2.9
15 国 庫 支 出 金	142,888	113,679	29,209	25.7	5.0	4.4
16 県 支 出 金	278,481	214,402	64,079	29.9	9.7	8.3
17 財 産 収 入	85,682	15,728	69,954	444.8	3.0	0.6
18 寄 附 金	51,002	55,002	△ 4,000	△ 7.3	1.8	2.1
19 繰 入 金	233,906	202,139	31,767	15.7	8.1	7.8
20 繰 越 金	41,000	41,000	0	0.0	1.4	1.6
21 諸 収 入	102,058	66,288	35,770	54.0	3.5	2.6
22 村 債	3,800	12,000	△ 8,200	△ 68.3	0.1	0.4
合 計	2,879,119	2,584,200	294,919	11.4	100.0	100.0

(2) 村税の内訳

(単位:千円・%)

区 分	7 年 度	6 年 度	比 較 増 減	増減率	構 成 比	
					7年度	6年度
1 村 民 税	155,300	149,405	5,895	3.9	12.7	12.2
(1) 個 人	143,413	138,308	5,105	3.7	11.7	11.3
(2) 法 人	11,887	11,097	790	7.1	1.0	0.9
2 固 定 資 産 税	1,051,620	1,066,904	△ 15,284	△ 1.4	86.1	86.8
(1) 土 地	62,870	63,199	△ 329	△ 0.5	5.2	5.2
(2) 家 屋	76,208	72,538	3,670	5.1	6.2	5.9
(3) 償 却 資 産	30,510	32,140	△ 1,630	△ 5.1	2.5	2.6
(4) 国有資産等所在 市町村交付金	882,032	899,027	△ 16,995	△ 1.9	72.2	73.1
3 軽 自 動 車 税	11,175	11,258	△ 83	△ 0.7	0.9	0.8
4 村 た ば こ 税	3,072	2,666	406	15.2	0.3	0.2
合 計	1,221,167	1,230,233	△ 9,066	△ 0.7	100.0	100.0

2 歳 出

(1) 目的別歳出

(単位:千円・%)

区 分	7 年 度	6 年 度	比 較 増 減	増減率	構 成 比	
					7年度	6年度
1 議 会 費	69,530	68,847	683	1.0	2.4	2.7
2 総 務 費	662,687	560,066	102,621	18.3	23.0	21.7
3 民 生 費	480,138	463,357	16,781	3.6	16.7	17.9
4 衛 生 費	247,642	237,613	10,029	4.2	8.6	9.2
5 農 林 水 産 業 費	187,689	150,828	36,861	24.4	6.5	5.9
6 商 工 費	175,167	174,966	201	0.1	6.1	6.7
7 土 木 費	407,098	293,769	113,329	38.6	14.1	11.3
8 消 防 費	206,773	206,213	560	0.3	7.2	8.0
9 教 育 費	356,170	349,298	6,872	2.0	12.4	13.5
10 災 害 復 旧 費	40	40	0	0.0	0.0	0.0
11 公 債 費	71,185	64,203	6,982	10.9	2.5	2.5
12 予 備 費	15,000	15,000	0	0.0	0.5	0.6
合 計	2,879,119	2,584,200	294,919	11.4	100.0	100.0

(2) 性質別歳出

(単位:千円・%)

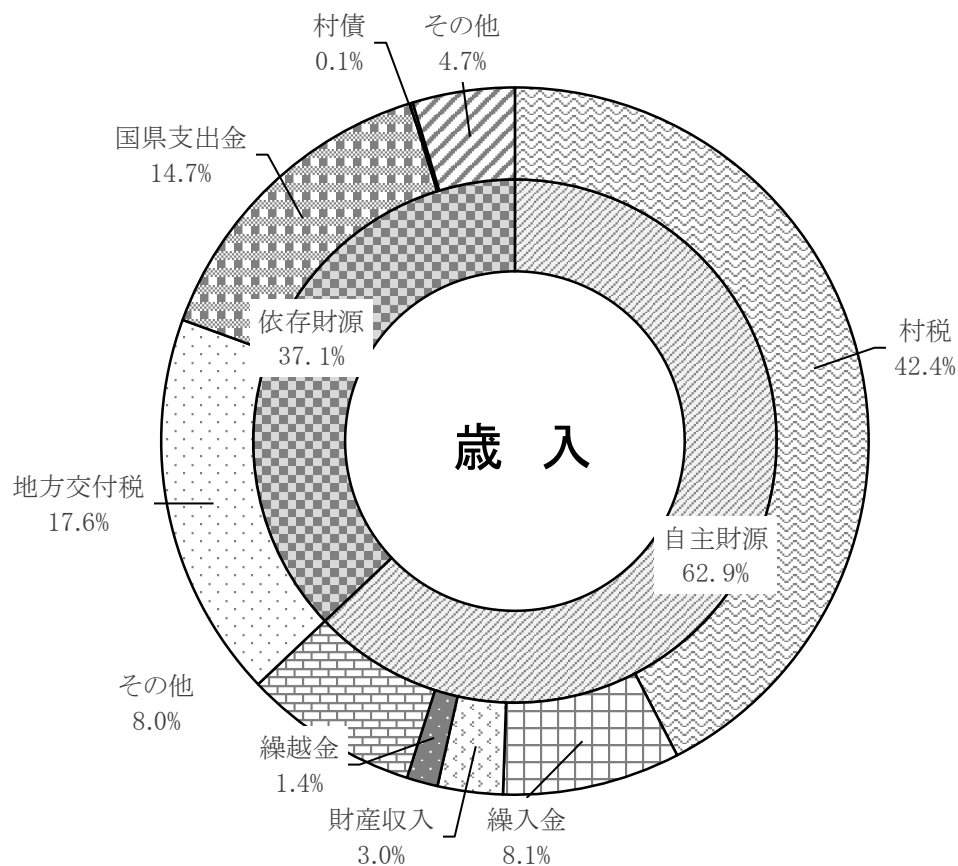
区 分	7 年 度	6 年 度	比 較 増 減	増減率	構 成 比	
					7年度	6年度
1 人 件 費	844,905	772,383	72,522	9.4	29.3	29.9
2 物 件 費	521,048	499,372	21,676	4.3	18.1	19.3
3 維 持 補 修 費	15,956	15,578	378	2.4	0.6	0.6
4 扶 助 費	147,157	140,302	6,855	4.9	5.1	5.4
5 補 助 費 等	721,442	644,163	77,279	12.0	25.1	24.9
6 普 通 建 設 事 業 費	366,748	269,125	97,623	36.3	12.7	10.4
(1) 補 助 事 業 費	0	0	0	0.0	0.0	0.0
(2) 単 独 事 業 費	366,748	269,125	97,623	36.3	12.7	10.4
7 災 害 復 旧 事 業 費	40	40	0	0.0	0.0	0.0
8 公 債 費	71,185	64,203	6,982	10.9	2.5	2.5
9 積 立 金	35,172	26,624	8,548	32.1	1.2	1.1
10 貸 付 金	6,001	6,001	0	0.0	0.2	0.2
11 繰 出 金	134,465	131,409	3,056	2.3	4.7	5.1
12 そ の 他	15,000	15,000	0	0.0	0.5	0.6
合 計	2,879,119	2,584,200	294,919	11.4	100.0	100.0

3 歳入・歳出構成状況

(1) 歳入の構成状況

(単位:千円・%)

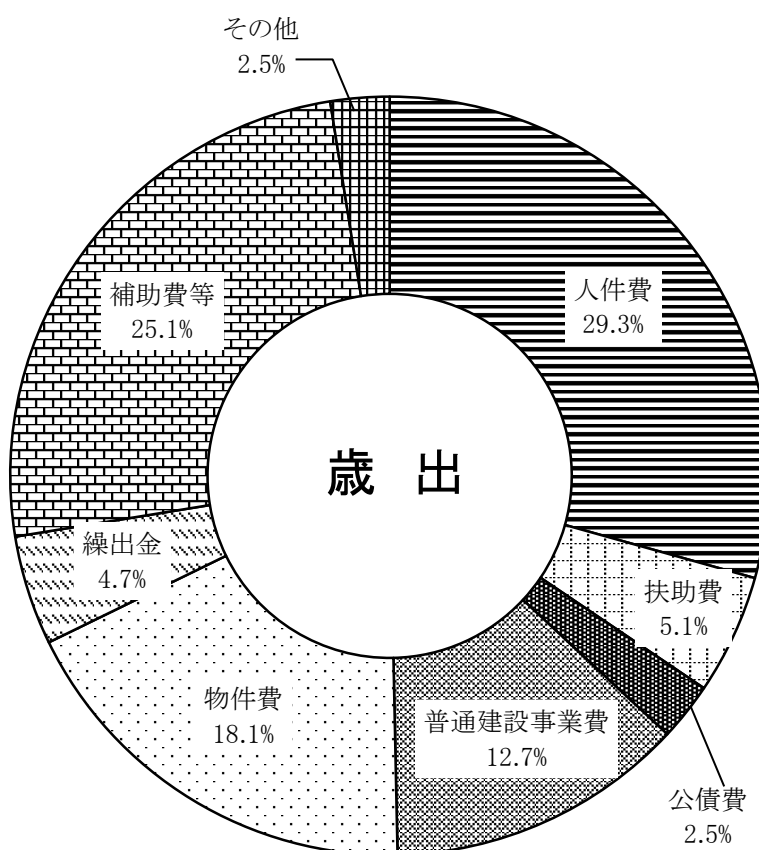
区 分		7 年 度	6 年 度	比較増減	増減率	構 成 比	
						7年度	6年度
自主財源	村 税	1,221,167	1,230,233	△ 9,066	△ 0.7	42.4	47.6
	繰 入 金	233,906	202,139	31,767	15.7	8.1	7.8
	財 産 収 入	85,682	15,728	69,954	444.8	3.0	0.6
	繰 越 金	41,000	41,000	0	0.0	1.4	1.6
	そ の 他	230,143	196,957	33,186	16.8	8.0	7.7
	計	1,811,898	1,686,057	125,841	7.5	62.9	65.3
依存財源	地 方 交 付 税	507,759	434,178	73,581	16.9	17.6	16.8
	国 県 支 出 金	421,369	328,081	93,288	28.4	14.7	12.7
	村 債	3,800	12,000	△ 8,200	△ 68.3	0.1	0.4
	そ の 他	134,293	123,884	10,409	8.4	4.7	4.8
	計	1,067,221	898,143	169,078	18.8	37.1	34.7
合 計		2,879,119	2,584,200	294,919	11.4	100.0	100.0



(2)歳出(性質別)の構成状況

(単位:千円・%)

区 分		7 年 度	6 年 度	比較増減	増減率	構 成 比	
						7年度	6年度
義 務 的 経 費	人 件 費	844,905	772,383	72,522	9.4	29.3	29.9
	扶 助 費	147,157	140,302	6,855	4.9	5.1	5.4
	公 債 費	71,185	64,203	6,982	10.9	2.5	2.5
	計	1,063,247	976,888	86,359	8.8	36.9	37.8
普 通 建 設 事 業 費		366,748	269,125	97,623	36.3	12.7	10.4
物 件 費		521,048	499,372	21,676	4.3	18.1	19.3
繰 出 金		134,465	131,409	3,056	2.3	4.7	5.1
補 助 費 等		721,442	644,163	77,279	12.0	25.1	24.9
そ の 他		72,169	63,243	8,926	14.1	2.5	2.5
合 計		2,879,119	2,584,200	294,919	11.4	100.0	100.0



4 目的税等の充当状況

(1) 地方消費税交付金(引上げ分)充当状況

(単位:千円)

地方消費税 交付金 歳入予算額 (引上げ分)	充当状況			
	区 分	事 業 名	事 業 費	充 当 額
35,459	社 会 福 祉	重度障害者医療費助成事業	12,568	1,723
		小児医療費助成事業	11,764	1,612
	社 会 保 険	介護保険事業(特別会計繰出金)	62,623	8,583
	保 健 衛 生	予防接種事業	15,512	2,126
	幼児教育無償化	保育所入所事業	94,083	12,895
		幼稚園管理事業	62,159	8,520
	合	計	258,709	35,459

(2) 森林環境譲与税充当状況

(単位:千円)

森林環境 譲与税 歳入予算額	充当状況			
	区 分	事 業 名	事 業 費	充 当 額
15,629	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用	森林環境保全事業	15,629	15,629
	合	計	15,629	15,629

令和7年度特別会計・企業会計の事業等の概要

○特別会計

国民健康保険事業	398, 891千円
○国民健康保険事業の運営	
・加入世帯数見込み 463世帯 ・被保険者数見込み 676人	
・1人当たりの保険料(医療分)の見込み 54, 041 円/年	
※令和2年度から開始している18歳以下の子どもに係る均等割額を免除する軽減措置を継続	
介護保険事業	354, 931千円
○介護保険事業の運営	
・介護保険被保険者数見込み 第1号被保険者数 1, 059人 第2号被保険者数 917人	
計 1, 976人	
・介護保険要介護者数見込み (162人)	
要支援1(19人) 要支援2(9人) 要介護1(31人) 要介護2(22人) 要介護3(45人)	
要介護4(25人) 要介護5(11人)	
後期高齢者医療事業	98, 510千円
○後期高齢者医療事業の運営	
・被保険者数見込み 576人(神奈川県 1, 363, 663人)	
・1人当たりの保険料見込み 93, 049円/年	

○企業会計

簡易水道事業	218, 891千円
○業務の予定量	
・給水栓数 1, 332 栓	
・年間総給水量 575, 693 m ³ (1日平均給水量1, 632 m ³)	
○主要事業	
・清水ヶ丘地区配水管更新に伴う路面復旧工事	
・宮ヶ瀬浄水場原水濁度計更新工事	
公共下水道事業	602, 900千円
○業務の予定量	
・処理区域面積 91. 3ha	
・年間総処理水量 363, 338m ³ (1日平均処理水量995m ³)	
○主要事業	
・下水道ストックマネジメント事業実施設計業務委託	
・清川圧送センター受変電設備更新工事(令和6年度～令和8年度の継続費)	
・幹線 No.3 マンホールポンプ設備更新工事	

令和7年度 国民健康保険事業特別会計予算

1 歳 入

(単位:千円・%)

区 分	7 年 度	6 年 度	比較増減	増 減 率	構 成 比	
					7年度	6年度
1 国民健康保険料	54,327	55,739	△ 1,412	△ 2.5	13.6	14.9
2 県 支 出 金	296,837	274,968	21,869	8.0	74.4	73.5
3 財 産 収 入	60	2	58	2,900.0	0.0	0.0
4 繰 入 金	40,516	36,481	4,035	11.1	10.2	9.7
5 繰 越 金	7,146	7,146	0	0.0	1.8	1.9
6 諸 収 入	5	5	0	0.0	0.0	0.0
合 計	398,891	374,341	24,550	6.6	100.0	100.0

2 歳 出

(単位:千円・%)

区 分	7 年 度	6 年 度	比較増減	増 減 率	構 成 比	
					7年度	6年度
1 総 務 費	12,518	16,116	△ 3,598	△ 22.3	3.1	4.3
2 保 険 給 付 費	276,858	249,954	26,904	10.8	69.4	66.8
3 国民健康保険 事業費納付金	94,614	93,441	1,173	1.3	23.7	25.0
4 共同事業拠出金	0	1	△ 1	△ 100.0	0.0	0.0
5 保 健 事 業 費	7,653	7,639	14	0.2	1.9	2.0
6 基 金 積 立 金	60	2	58	2,900.0	0.0	0.0
7 公 債 費	37	37	0	0.0	0.0	0.0
8 諸 支 出 金	151	151	0	0.0	0.1	0.0
9 予 備 費	7,000	7,000	0	0.0	1.8	1.9
合 計	398,891	374,341	24,550	6.6	100.0	100.0

令和7年度 介護保険事業特別会計予算

1 歳 入

(単位:千円・%)

区 分	7 年 度	6 年 度	比較増減	増 減 率	構 成 比	
					7年度	6年度
1 保 険 料	88,206	88,386	△ 180	△ 0.2	24.9	25.2
2 国 庫 支 出 金	63,112	62,291	821	1.3	17.8	17.8
3 支 払 基 金 交 付 金	90,381	90,410	△ 29	△ 0.0	25.5	25.8
4 県 支 出 金	48,357	48,436	△ 79	△ 0.2	13.6	13.8
5 財 産 収 入	15	1	14	1400.0	0.0	0.0
6 繰 入 金	64,367	60,912	3,455	5.7	18.1	17.3
7 繰 越 金	39	39	0	0.0	0.0	0.0
8 諸 収 入	454	454	0	0.0	0.1	0.1
合 計	354,931	350,929	4,002	1.1	100.0	100.0

2 歳 出

(単位:千円・%)

区 分	7 年 度	6 年 度	比較増減	増 減 率	構 成 比	
					7年度	6年度
1 総 務 費	16,541	13,061	3,480	26.6	4.7	3.7
2 保 険 給 付 費	323,655	323,337	318	0.1	91.2	92.1
3 地域支援事業費	13,528	12,611	917	7.3	3.8	3.6
4 基 金 積 立 金	15	728	△ 713	△ 97.9	0.0	0.2
5 諸 支 出 金	155	155	0	0.0	0.0	0.0
6 公 債 費	37	37	0	0.0	0.0	0.0
7 予 備 費	1,000	1,000	0	0.0	0.3	0.3
合 計	354,931	350,929	4,002	1.1	100.0	99.9

令和7年度 後期高齢者医療事業特別会計予算

1 歳 入

(単位:千円・%)

区 分	7 年 度	6 年 度	比較増減	増 減 率	構 成 比	
					7年度	6年度
1 後期高齢者医療 保 険 料	53,593	51,338	2,255	4.4	54.4	54.8
2 繰 入 金	44,811	42,311	2,500	5.9	45.5	45.1
3 繰 越 金	1	1	0	0.0	0.0	0.0
4 諸 収 入	105	105	0	0.0	0.1	0.1
合 計	98,510	93,755	4,755	5.1	100.0	100.0

2 歳 出

(単位:千円・%)

区 分	7 年 度	6 年 度	比較増減	増 減 率	構 成 比	
					7年度	6年度
1 総 務 費	766	467	299	64.0	0.8	0.5
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	97,543	93,177	4,366	4.7	99.0	99.4
3 諸 支 出 金	101	101	0	0.0	0.1	0.1
4 予 備 費	100	10	90	900.0	0.1	0.0
合 計	98,510	93,755	4,755	5.1	100.0	100.0

簡易水道事業会計予定額

(単位：千円)

科 目	令和 7 年度		令和 6 年度		比較	
	当初予定額	構成比	当初予定額	構成比	増減額	増減率
収 益 の 収 入	179,104	100.0%	202,287	0.0%	△23,183	△ 11.5
資 本 の 収 入	0	0.0%	0	0.0%	0	—
計	179,104	100.0%	202,287	0.0%	△23,183	△ 11.5
収 益 の 支 出	164,915	75.3%	197,100	0.0%	△32,429	△ 16.3
資 本 の 支 出	53,976	24.7%	45,679	0.0%	8,297	18.2
計	218,891	100.0%	242,779	0.0%	△24,132	△ 9.8
差 引	△39,787	—	△40,492	—	949	△ 1.7

公共下水道事業会計予定額

(単位：千円)

科 目	令和 7 年度		令和 6 年度		比較	
	当初予定額	構成比	当初予定額	構成比	増減額	増減率
収 益 の 収 入	363,782	66.4%	378,004	55.9%	△ 14,222	△3.8%
資 本 の 収 入	184,388	33.6%	297,842	44.1%	△ 113,454	△38.1%
計	548,170	100.0%	675,846	100.0%	△ 127,676	△18.9%
収 益 の 支 出	362,413	60.1%	371,517	51.1%	△ 9,104	△2.5%
資 本 の 支 出	240,487	39.9%	355,209	48.9%	△ 114,722	△32.3%
計	602,900	100.0%	726,726	100.0%	△ 123,826	△17.0%
差 引	△54,730	—	△50,880	—	△3,850	—

MEMO